

小中学校保健室等空調設備整備事業

事業契約書（案）

（5月26日修正版）

四日市市

## 目 次

<b>第1章 用語の定義</b> .....	<b>1</b>
第1条 (定義) .....	1
<b>第2章 総則</b> .....	<b>2</b>
第2条 (目的) .....	2
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務) .....	2
第4条 (本事業における責任) .....	2
第5条 (本事業の概要) .....	2
第6条 (事業日程及び法令等の遵守) .....	3
第7条 (契約期間) .....	3
第8条 (事業実施場所の変更) .....	3
第9条 (事業者の資金調達) .....	3
第10条 (事業者が第三者に与えた損害) .....	3
<b>第3章 設計業務</b> .....	<b>3</b>
<b>第1節 事前調査業務</b> .....	<b>3</b>
第11条 (事前調査業務) .....	3
第12条 (事前調査業務に関する第三者の使用) .....	4
第13条 (事前調査業務の責任) .....	4
<b>第2節 設計業務</b> .....	<b>4</b>
第14条 (設計) .....	4
第15条 (進捗状況の報告) .....	4
第16条 (設計業務に関する第三者の使用) .....	4
第17条 (設計業務に関する第三者の使用責任) .....	5
第18条 (設計業務の完了) .....	5
<b>第3節 設計の変更</b> .....	<b>5</b>
第19条 (市の請求による設計の変更) .....	5
第20条 (事業者の請求による設計の変更) .....	6
<b>第4章 施工業務及び工事監理業務</b> .....	<b>6</b>
<b>第1節 施工業務</b> .....	<b>6</b>
第21条 (基本方針) .....	6
第22条 (施工) .....	6
第23条 (施工業務に関する許認可及び届出等) .....	7
第24条 (事業実施場所の管理等) .....	7
第25条 (施工業務に関する第三者の使用) .....	7
第26条 (施工業務の責任) .....	7
第27条 (施工業務に伴う近隣対策等) .....	7
第28条 (廃棄物の処理等) .....	8
第29条 (事業者による完成検査) .....	8

<b>第 2 節 工事監理業務</b> .....	<b>8</b>
第 30 条（工事監理） .....	8
第 31 条（工事監理業務に関する第三者の使用） .....	9
第 32 条（工事監理業務の責任） .....	9
<b>第 3 節 市による確認</b> .....	<b>9</b>
第 33 条（市による説明要求及び事業実施場所立会い等） .....	9
<b>第 4 節 完成確認</b> .....	<b>9</b>
第 34 条（市による完成確認） .....	9
<b>第 5 節 工期等の変更等</b> .....	<b>10</b>
第 35 条（工期等の変更） .....	10
第 36 条（工期変更に伴う費用負担） .....	10
第 37 条（工事の一時中止） .....	10
第 38 条（危険負担等） .....	11
<b>第 6 節 空調設備の引渡し及び供用開始</b> .....	<b>11</b>
第 39 条（空調設備の引渡し及び供用開始） .....	11
<b>第 7 節 契約不適合責任</b> .....	<b>11</b>
第 40 条（契約不適合責任） .....	11
第 41 条（工事による損傷補修責任） .....	12
<b>第 5 章 維持管理業務</b> .....	<b>12</b>
<b>第 1 節 総則</b> .....	<b>12</b>
第 42 条（維持管理に関する基本方針） .....	12
第 43 条（空調設備の維持管理） .....	12
第 44 条（維持管理業務に係る報告書等の作成） .....	13
第 45 条（維持管理業務に関する第三者の使用） .....	13
第 46 条（維持管理業務の責任） .....	13
<b>第 2 節 空調設備の修繕及び代替品の調達</b> .....	<b>13</b>
第 47 条（空調設備の修繕及び代替品の調達） .....	13
<b>第 3 節 空調設備の使用に関する支援等</b> .....	<b>14</b>
第 48 条（空調設備の取扱方法、操作方法等の支援） .....	14
第 49 条（空調設備の運転時間の計測） .....	14
第 50 条（エネルギー使用量の計測等） .....	14
第 51 条（空調設備の効率的な使用のための支援） .....	14
第 52 条（空調設備の取扱等の変更時における支援） .....	14
<b>第 6 章 移設等業務</b> .....	<b>14</b>
第 53 条（対象校の統合整備等に伴う空調設備の移設等業務） .....	14
第 54 条（移設等に要する費用の負担） .....	15
第 55 条（移設等業務に関する第三者の使用） .....	15
第 56 条（移設等業務の責任） .....	15

<b>第7章 モニタリング</b> .....	<b>15</b>
第57条（モニタリング） .....	15
<b>第8章 その他の業務</b> .....	<b>16</b>
第58条（その他の業務） .....	16
<b>第9章 本事業に係る対価の支払い</b> .....	<b>16</b>
第59条（設計・施工・工事監理業務に係る対価の支払） .....	16
第60条（維持管理業務に係る対価の支払） .....	16
第61条（設計・施工・工事監理業務に係る対価の改定） .....	16
第62条（維持管理業務に係る対価の改定） .....	17
第63条（対価の支払方法） .....	17
第64条（対価の減額・改定） .....	17
第65条（対価の返還） .....	17
<b>第10章 契約の終了</b> .....	<b>17</b>
第66条（事業者の債務不履行等による契約解除） .....	17
第67条（市の債務不履行による契約解除） .....	19
第68条（対象校の統合等に伴う一部解除） .....	19
第69条（任意解除権の留保） .....	19
第70条（法令変更による契約解除） .....	19
第71条（不可抗力による契約解除） .....	20
第72条（事業契約終了に際しての処置） .....	20
第73条（終了手続の費用負担） .....	20
<b>第11章 表明・保証及び誓約</b> .....	<b>20</b>
第74条（事実の表明・保証及び誓約） .....	20
<b>第12章 契約保証金等</b> .....	<b>21</b>
第75条（契約保証金等） .....	21
<b>第13章 付保すべき保険等</b> .....	<b>22</b>
第76条（付保すべき保険等） .....	22
<b>第14章 法令変更</b> .....	<b>22</b>
第77条（通知の付与及び協議） .....	22
第78条（法令変更による増加費用・損害の扱い） .....	22
<b>第15章 不可抗力</b> .....	<b>23</b>
第79条（通知の付与及び協議） .....	23
第80条（不可抗力による増加費用・損害の扱い） .....	23
<b>第16章 雑則</b> .....	<b>23</b>
<b>第1節 著作権等</b> .....	<b>23</b>
第81条（提出書類の著作権等） .....	23
第82条（著作権その他の権利の侵害の防止） .....	24
第83条（特許権等の使用） .....	24

<b>第 2 節  その他</b> .....	<b>24</b>
第 84 条 (関連工事の調整) .....	24
第 85 条 (事由の複合による追加費用又は損害の負担) .....	24
第 86 条 (公租公課の負担) .....	24
第 87 条 (協議) .....	24
第 88 条 (財務書類の提出) .....	25
第 89 条 (融資機関との協議) .....	25
第 90 条 (秘密保持) .....	25
第 91 条 (請求、通知等の様式その他) .....	25
第 92 条 (延滞利息) .....	26
第 93 条 (誓約書の提出) .....	26
第 94 条 (暴力団排除に伴う契約の解除) .....	26
第 95 条 (解釈等) .....	26
第 96 条 (準拠法) .....	26
第 97 条 (管轄裁判所) .....	27
第 98 条 (契約の確定等) .....	27
<b>別紙 1  本事業の対象校一覧及び対象室</b> .....	<b>29</b>
(1) 小学校.....	29
(2) 中学校.....	30
<b>別紙 2  日程表</b> .....	<b>31</b>
<b>別紙 3  法令等の遵守</b> .....	<b>32</b>
<b>別紙 4  提出書類</b> .....	<b>36</b>
<b>別紙 5  維持管理業務の内容</b> .....	<b>47</b>
<b>別紙 6  半期業務報告書</b> .....	<b>48</b>
<b>別紙 7  モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法</b> .....	<b>49</b>
<b>別紙 8  支払金額等</b> .....	<b>57</b>
<b>別紙 9  設計・施工・工事監理業務に係る対価の改定方法</b> .....	<b>61</b>
<b>別紙 10  維持管理業務に係る対価の改定方法</b> .....	<b>63</b>
<b>別紙 11  不可抗力による増加費用及び損害の負担</b> .....	<b>64</b>
<b>別紙 12  法令変更による増加費用及び損害の負担</b> .....	<b>65</b>
<b>別紙 13  事業者が付保する保険契約</b> .....	<b>66</b>

## 小中学校保健室等空調設備整備事業 事業契約

四日市市（以下「市」という。）と、●（以下「事業者」という。）は、小中学校保健室等空調設備整備事業（以下「本事業」という。）に関して、小中学校保健室等空調設備整備事業 事業契約（以下「本事業契約」という。）をここに締結する。なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、四日市市議会の議決がなされたときは、これを本契約とする。

### 第1章 用語の定義

#### 第1条（定義）

本事業契約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象校 別紙1に記載する四日市市立小中学校54校を個別に又は総称していう。
- (2) 事業実施場所 別紙1に記載する四日市市立小中学校の保健室等、室外の機器施工場所及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (3) 空調設備 空調設備とは、冷暖房設備のことをいい、室内機、室外機及び配管、並びに本事業において整備される一切の設備のことをいう。
- (4) 入札説明書等 入札説明書、要求水準書、本事業に関し2023年4月3日に公表された落札者決定基準、本事業に関し2023年4月3日に公表された基本協定書（案）、本事業に関し2023年4月3日に公表された事業契約書（案）、本事業に関し2023年4月3日に公表された様式集、入札説明書等に関する質問への回答をいう。
- (5) 設計業務 入札説明書等に定められた空調設備の設計業務をいう。
- (6) 施工業務 入札説明書等に定められた空調設備の施工業務をいう。
- (7) 工事監理業務 入札説明書等に定められた空調設備の工事監理業務をいう。
- (8) 維持管理業務 入札説明書等及び別紙5に定められた空調設備の維持管理業務をいう。
- (9) 移設等業務 入札説明書等に定められた移設等業務をいう。
- (10) 実施方針 本事業に関し2023年2月3日に公表された実施方針（実施方針に対する質問への回答を含む。）をいう。
- (11) 入札説明書 本事業に関し2023年4月3日に公表された入札説明書（公表後に変更されたものを含む。）をいう。
- (12) 要求水準書 本事業に関し2023年4月3日に公表された要求水準書（公表後に変更されたものを含む。）をいう。
- (13) 要求水準 実施方針及び入札説明書等に記載された本事業の遂行に当たって、事業者が満たすべき最低水準をいう。
- (14) 入札説明書等に関する質問への回答 入札説明書等に関して提出された質問書をもとに市が作成し、2023年●月●日に公表された回答書をいう。
- (15) 事業者提案書類 構成員が入札説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (16) 設計計算書 対象校ごとの熱負荷計算書、機器選定書、幹線サイズ計算書など必要な設計計算に係る書類をいう。
- (17) 設計図 対象校ごとの空調設備設計図、電気設備設計図など空調設備の施工に係る書類をいう。
- (18) 設計書類等 設計計算書、設計図を含め、入札説明書等で提出することとされた設計業務完了後に市に提出する一切の書類をいう。
- (19) 設計企業 事業者が設計業務を直接委託し又は請け負わせる●【企業名を記載】をいう。
- (20) 施工企業 事業者が施工業務を直接委託し又は請け負わせる●【企業名を記載】をいう。
- (21) 工事監理企業 事業者が工事監理業務を直接委託し又は請け負わせる●【企業名を記載】をいう。
- (22) 維持管理企業 事業者が維持管理業務を直接委託し又は請け負わせる●【企業名を記載】をいう。
- (23) 構成員 本事業を実施する設計企業、施工企業、工事監理企業及び維持管理企業（進捗管理や連絡

調整などの業務（以下「その他業務」という。）がある場合は当該企業を含む。）を個別に又は総称していう。（協力企業または構成企業）

- (24) 代表企業 事業者に最大の出資をし、構成員を代表する●【企業名を記載】をいう。
- (25) 構成企業 事業者から直接に業務を受託または請負、かつ事業者に出資する企業をいう。
- (26) 協力企業 事業者から直接に業務を受託または請負、かつ事業者に出資しない企業をいう。
- (27) 業務水準 設計業務は実施方針、入札説明書等、事業者提案書類に記載の設計業務に係る内容及び水準、施工業務は実施方針、入札説明書等、事業者提案書類に記載の施工業務に係る内容及び水準、工事監理業務は実施方針、入札説明書等、事業者提案書類に記載の工事監理業務に係る内容及び水準、移設等業務は実施方針、入札説明書等、事業者提案書類に記載の移設等業務に係る内容及び水準、維持管理業務は第44条に規定する年間業務計画書、実施方針、入札説明書等、事業者提案書類及び維持管理業務計画書に記載の維持管理業務に係る内容及び水準をいい、各業務に係る内容及び水準の全部又はいずれかをいう。
- (28) 不可抗力事由 事業者による提案時において、想定し得ないような、暴風、豪雨、洪水、台風、地震、地滑り、落盤、落雷、大雪、火災、不慮の事故、ストライキ、ロックアウト、暴動、伝染病、内乱、革命、戦争、爆発、外部電源からの長期の電力供給停止等の自然災害又は人為的な事象であって、市又は事業者の合理的な制御が不能なあらゆる事由をいう。
- (29) 融資機関 本事業に関して事業者に融資する銀行、信託銀行、保険会社、証券会社等の金融機関、その他事業者に融資する全ての企業をいう。

## 第2章 総則

### 第2条（目的）

本事業契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

### 第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務）

- 1 事業者は、本事業が小中学校の保健室等を対象として行われる事業であって、高度の公共性を有すること及び市が小中学校の保健室等の管理者の立場にあることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
- 2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。
- 3 事業者は、市が本事業に関し、起債、補助金又は交付金を申請する場合又は許認可等の取得又は届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他市が必要とする事項について、事業者の費用負担にて、協力するものとする。

### 第4条（本事業における責任）

- 1 事業者は、構成員をして、市に対し、構成員に委託し又は請け負わせる業務につき、業務水準に従って誠実に遂行させる義務を負う。
- 2 事業者は、代表企業をして、契約期間中、設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務、移設等業務、その他本事業に付随関連する業務を総合的に調整し把握する総括責任者を代表企業の従業員から1名定めて事業期間中配置させなければならない。
- 3 事業者は、構成員をして、入札説明書等に定めるところに従い、設計責任者、施工責任者、工事監理責任者、維持管理責任者を配置させなければならない。

### 第5条（本事業の概要）

本事業は、事業実施場所についての設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び移設等業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。

#### 第6条（事業日程及び法令等の遵守）

- 1 事業者は、本事業を別紙2の日程表に従い、別紙3の法令等、入札説明書等及び事業者提案書類を遵守して遂行し、又は構成員をしてこれらを遵守して遂行させるものとする。
- 2 事業者は、本事業の遂行に当たっては、小中学校保健室等空調設備整備PFI事業者選定審査委員会の意見及び市の要望事項を可能な限り尊重するものとする。

#### 第7条（契約期間）

本事業契約の期間は、四日市市議会の議決により本事業契約の効力が生じた日から2038年3月31日までとする。ただし、当該終期において、本事業契約に基づく債務のうち履行されていないものが存する場合は、当該債務が履行されるまでとする。事業者は、契約期間中、業務水準を満たす状態に保持する義務を負う。

#### 第8条（事業実施場所の変更）

契約期間中、対象校の統廃合等により、事業実施場所を変更する必要がある場合には、事業者は、市の指示に従い、事業実施場所を変更するものとする。

#### 第9条（事業者の資金調達）

本事業契約の締結及び履行その他本事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、全て事業者が負担する。

#### 第10条（事業者が第三者に与えた損害）

- 1 事業者が本事業を行うにつき、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、事業者は、当該損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する損害を事業者に代わって第三者に賠償する場合、事前に事業者に通知するものとし、市が第三者に対する賠償を行ったときは、事業者に対し賠償した金額を求償することができる。事業者は、市からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

### 第3章 設計業務

#### 第1節 事前調査業務

#### 第11条（事前調査業務）

- 1 事業者は、自らの責任において、本事業契約締結後、設計業務、施工業務、維持管理業務及びその他本事業契約に規定する業務の実施に必要な事前調査（以下「事前調査業務」という。）を行わなければならない。
- 2 事前調査業務の実施に当たっては、学校教育活動等に支障がないよう、市及び対象校と十分協議を行い、調査スケジュールや調査体制等を明記した現地調査計画書を作成し、市及び対象校に提出しなければならない。
- 3 第1項の事前調査業務を行った結果、事業実施場所が空調設備の施工に支障をきたす状態にある場合には、事業者と市は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとし、必要であると市が認めた場合、事業者に当該状態の除去修復をさせるものとする。市は、協議の結果に基づいて事業者が実施した除去修復に起因して事業者に発生した増加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、事業者は、当該増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 4 前項の場合、事業者が、別紙2に記載の日程表又は第39条に規定する供用開始日を遵守できないことを理由として、市に対し、工期の変更を請求したときは、市と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとし、協議が調わない場合には、第35条第1項の規定に従うものとする。ただし、事業者



の責めに帰すべき事由による場合は、工期の変更は行わない。

#### 第12条（事前調査業務に関する第三者の使用）

- 1 事業者は、前条の事前調査業務を行うに当たって、事前調査業務を設計企業に委託する。
- 2 事業者は、設計企業がさらに第三者を使用する場合、事前に市に届出を行わせ、市の承諾を得させなければならない。なお、当該第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。ただし、事業者は設計企業をして事前調査業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせてはならないものとする。

#### 第13条（事前調査業務の責任）

- 1 第11条の規定により実施した事前調査業務における不備や誤り等から発生する一切の責任は事業者がこれを負うものとし、市は当該不備や誤り等に起因して発生する一切の増加費用を負担しない。
- 2 前条の事前調査業務に関する第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、事前調査業務に関する当該第三者の行為はすべて事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。
- 3 市は、市が有する図面、データ等の提供を理由として、本事業契約に基づいて事業者が行う業務の全部又は一部について、責任を負うものではない。

### 第2節 設計業務

#### 第14条（設計）

- 1 事業者は、本事業契約の締結後速やかに、別紙3の法令等を遵守のうえ、業務水準に基づき、又第11条から第13条に規定する事前調査業務の結果を踏まえ、設計業務着手前に市及び対象校と十分協議を行ったうえで、自らの責任及び費用において、設計業務を行うものとする。
- 2 事業者は、設計業務着手前に、別紙4に定める設計業務に係る計画書等を市へ提出してその確認を得るものとする。
- 3 事業者は既存建物や対象校周辺への影響が極力少なくなるよう配慮して、第1項の規定による設計業務を行うとともに、空調設備の設置場所については、市及び対象校と協議のうえ、指示に従うものとする。
- 4 事業者は本章に規定する空調設備の設計及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に市及び対象校と十分協議し学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。

#### 第15条（進捗状況の報告）

- 1 事業者は、市に対し、設計業務の進捗状況に関して、定期的に報告し、別紙4に定める設計業務に係る報告書等（設計業務中）を市へ提出してその確認を得るものとする。
- 2 前項にかかわらず、市は設計業務の進捗状況に関して、適宜、事業者に対して報告を求めることができるものとする。
- 3 市は前2項の報告を理由として、空調設備の設計及び施工の全部又は一部について、責任を負担するものではない。

#### 第16条（設計業務に関する第三者の使用）

- 1 事業者は、設計業務を設計企業に委託する。
- 2 事業者は、設計企業をして、設計業務の一部に限って第三者に再委託できるものとし、業務の全部を第三者に再委託することはできない。

- 3 事業者は、設計企業が設計業務を行うに当たって、第三者を使用する場合、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

#### 第17条（設計業務に関する第三者の使用責任）

- 1 事業者は設計業務に関する一切の責任（業務上の誤りや不備、設計企業の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。
- 2 前条の設計業務に関する第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、設計業務に関する第三者の行為はすべて事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

#### 第18条（設計業務の完了）

- 1 事業者は、対象校における設計業務を行い、これらを完了した場合には、市に対し、速やかに別紙4に定める設計業務に係る報告書等（設計業務完了時）を提出し、市は確認を行うものとする。
- 2 市は、別紙4に定める書類・図面等と入札説明書等及び事業者提案書類との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致が生じている設計箇所及びその内容を事業者に対して通知し、修正を求めることができる。
- 3 事業者が前項の規定による通知を受領した場合、事業者は、自らの責任及び費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を市に報告し、市は速やかにその結果を確認する。
- 4 前項に基づく是正に起因して、空調設備の施工業務に遅延が見込まれる場合、第39条に規定する空調設備の供用開始日の変更及びその変更による費用等の負担は、第35条第2項及び第36条第3項の規定に従うものとする。
- 5 市は、第1項に規定する書類・図面等を受領し確認を行ったこと、事業者に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、空調設備の設計及び施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

### 第3節 設計の変更

#### 第19条（市の請求による設計の変更）

- 1 市は、設計の変更について、必要があると認めるときは、別紙4に定める書類・図面等の完成前後を問わず、事業者に対して、業務水準の範囲を逸脱しない範囲で、変更内容を記載した書面を事業者に交付して、空調設備の設計の変更を求めることができる。この場合、事業者は、当該変更の要否及び本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して、市からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。市は、かかる事業者の検討結果を踏まえて、設計変更の要否を最終的に決定し、事業者に通知する。事業者は当該決定内容に従うものとする。
- 2 市が業務水準の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、事業者は、当該変更が本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して、市からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。市は、かかる事業者の検討結果を踏まえて実施について事業者と協議し、設計変更の要否を最終的に決定し、事業者に通知する。この場合の増加費用は、市が負担するものとする。なお、事業者は設計変更の内容の一部に限り第三者に再委託することができるものとし、第三者の使用責任は第17条によるものとする。
- 3 第1項の規定に従い、事業者が空調設備の設計変更を行った場合の当該変更により発生した増加費用及び損害（以下「増加費用等」という。）の負担については、当該変更を要するに至った事由に応じて次の各号に基づくものとする。なお、当該設計変更により、本事業契約に基づく事業者の業務に係る費用が減少したときの第9章の規定に基づいて支払われる対価についてはこれを減額する。又、第1項又は第2項の設計変更に起因する施工業務の工期等の変更については、第35条によるものとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由による場合

事業者は、増加費用等の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求し、市は当該増加費用等を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。

- (2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合  
増加費用等は事業者が負担する。
- (3) 不可抗力による場合  
別紙 11 に従う。
- (4) 法令変更による場合  
別紙 12 に従う。

#### 第20条（事業者の請求による設計の変更）

- 1 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできないものとする。市の事前の承諾を得ずに設計変更を行った場合は、市は事業者に対し、当該変更前の設計に従った工事へ補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定により事業者が市の事前の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により事業者が増加費用又は損害が発生したときの負担及び当該設計変更により本事業契約に基づく事業者の業務に係る費用が減少したときの第 9 章の規定に基づいて支払われる対価の取扱については、前条第 3 項によるものとする。
- 3 第 1 項の設計変更に起因する工期等の変更については、第 35 条によるものとする。

### 第 4 章 施工業務及び工事監理業務

#### 第 1 節 施工業務

#### 第21条（基本方針）

事業者は、本章に規定する施工業務及びこれに付随し関連する業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に市及び対象校と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。又、事業者は、施工期間中の事業実施場所における市の発注にかかる第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）が存在する場合、その予定を事前に市に確認し、市を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、学校教育活動等に支障がないよう市と事前に十分協議のうえ、別紙 4 に定める書類・図面等を作成し、市へ提出してその確認を得るものとする。

#### 第22条（施工）

- 1 事業者は、別紙 4 に定める書類・図面等並びに別紙 2 の日程表に従い、かつ、法令等を遵守して、自らの責任及び費用において、施工業務を行わなければならない。
- 2 仮設、施工方法その他施工業務を行うために必要な一切の業務手段については、入札説明書等、事業者提案書類及び別紙 4 に定める書類・図面等に基づき、事業者の責任及び費用において行うものとする。
- 3 施工期間中（試運転を含む。）に要する工事用電力、水道、ガスは無償で使用できることとするが、既設照明の使用は最低限可能な範囲とし、こまめに消灯する等、節電に心掛けるものとし、又、電動工具等の充電は事前に実施するものとする。
- 4 事業者は、施工業務に際し、樹木、排水溝、室内照明、自火報感知器、機械警備システム等の既存物の移設等が必要となる場合は、市及び対象校と協議し、市の指示に基づき法令等を遵守のうえ、移設し、速やかに機能回復等を行うものとする。ただし、市及び対象校が機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。又、移設等及び機能回復等に伴う、費用については、事業者が負担するものとする。
- 5 事業者は施工期間中、事業実施場所に常に別紙 4 に定める書類のうち必要な書類を整備しなければならない。

ならない。

#### 第23条（施工業務に関する許認可及び届出等）

- 1 事業者は、施工業務に関する本事業契約上の義務を履行するために必要な許認可等の取得、届出等の一切を事業者の責任及び費用において行う。
- 2 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は、事業者による前項の許認可等の取得及び届出等に必要資料の提出等について、必要な協力を行うものとする。
- 3 事業者が、第1項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成し、速やかにこれを市へ提出するものとする。

#### 第24条（事業実施場所の管理等）

- 1 事業者は、施工業務を実施するに当たり、使用が必要となる駐車場、資材置場等の場所について、事前に、市に対してその使用期間を明らかにした届出を行い、市から使用についての承諾を得なければならない。
- 2 事業者は、市が使用を承諾した期間、学校教育現場での施工業務であることを十分理解し、善良な管理者の注意をもって前項の規定による使用について、承諾を得た場所、資材等の管理を行わなければならない。

#### 第25条（施工業務に関する第三者の使用）

- 1 事業者は、施工業務を施工企業に請け負わせる。
- 2 事業者は施工企業をして、施工業務の一部に限り、第三者にそれを請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。
- 3 事業者は、施工企業が施工業務を行うに当たって、第三者を使用する場合、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

#### 第26条（施工業務の責任）

- 1 事業者は、施工業務に係る一切の責任を負担する。
- 2 前条の施工業務に関する第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、施工業務に関する第三者の行為はすべて事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

#### 第27条（施工業務に伴う近隣対策等）

- 1 事業者は、自らの責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞など施工業務に伴い近隣住民が受ける影響などを検討し、合理的な範囲で近隣対策を実施しなければならない。
- 2 事業者は、この近隣対策の実施について、市及び対象校に対し、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、市の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、別紙4に定める書類・図面等並びに別紙2の日程表に規定する内容を変更することはできない。
- 4 近隣調整の結果、第39条に規定する空調設備の供用開始日の遅延が見込まれる場合、工期等の変更については、第35条によるものとする。
- 5 近隣調整の結果、事業者が生じた費用（第39条に規定する空調設備の供用開始日に変更されたことによる費用増加も含む。）については、事業者が負担するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、本事業を行うこと自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望又は苦情等（以下「近隣住民の反対運動等」という。）に直接起因する費用又は損害については市が負担する。又、本事業を行うこと自体に対する住民反対運動等に対する対応は市が行うものとし、事業者は市に協

力する。なお、本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は事業者が、その責任と費用にて行い、この場合、市は必要に応じて事業者に協力するものとする。

#### 第28条（廃棄物の処理等）

- 1 事業者は、施工業務に当たり発生した廃棄物の再資源化に努めるとともに、これを廃棄する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。
- 2 事業者は、前項に加え、フロン類を使用するものについては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。
- 3 事業者は、前2項につき、法令に定められた書類の他、その実施状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時（ただし、市の要求がある場合は速やかに。）、市に提出しなければならない。
- 4 事業者は、施工業務にあたり、アスベストが存在することが判明した場合、市に報告のうえ、自らの責任及び費用において、大気汚染防止法、石綿障害予防規則その他の関係する法令及び条例等に従い施工するとともに、アスベストが使用されているものを処分するときは、第1項による他、上記法令を遵守しなければならない。ただし、入札説明書等に明示されていないアスベストの処分に係る合理的な費用については市が負担する。
- 5 事業者は、施工業務にあたり、新たに PCB 含有調査を行う場合は、結果を市に報告するとともに、PCB 廃棄物が発生した場合は、市と学校の指示に従い、保管場所への敷地内運搬を行うこと。なお、PCB の処理等に係る費用は市の負担とし、調査費については事業者の負担とする。

#### 第29条（事業者による完成検査）

事業者は、対象校単位で、空調設備の完成検査を行い、対象校においていずれも、業務水準を満たしていることを確認する。

### 第2節 工事監理業務

#### 第30条（工事監理）

- 1 事業者は、業務水準に基づき、施工業務に関する工事監理を実施する。
- 2 事業者は、施工業務に着手する前に、自らの責任及び費用により、対象校に工事監理者を配置し、配置後速やかに市に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙4に定める書類を市に提出してその確認を得るものとする。なお、工事監理者は、工事監理を行う当該対象校の施工業務を担当する企業の従業員であってはならず、又、施工企業と相互に資本面又は人事面において関連のある企業の従業員であってはならない。
- 3 事業者は、事業実施場所を監理する工事監理者をして、工事監理記録を作成させたいうえ、定期的に工事監理の状況を市に報告し、市が要請したときは、随時報告を行うものとする。
- 4 事業者は、契約期間中、別紙4に定める書類を市に提出して、同別紙に従いその確認を得るものとする。
- 5 事業者は、対象校単位で施工業務が完了するごとに、工事監理者をして、工事検査を行わせた後、別紙4に定める書類を提出させ、市の確認を得させるものとする。
- 6 事業者は、市に対し、対象校において、前項の工事検査を行う7日前（当該日が四日市市の休日を定める条例に規定する日（以下「市の休日」という。）に当たる場合は、直前の市の開庁日。）までに、市に対して、当該工事検査の日程を通知する。
- 7 市は、第5項の工事検査に立会うことができる。ただし、市は、工事検査への立会いを理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 8 工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで、事業者は必要となる協力を行う。

### 第31条（工事監理業務に関する第三者の使用）

- 1 事業者は、工事監理業務を工事監理企業に委託する。
- 2 事業者は工事監理企業をして、工事監理業務の一部に限り、第三者に再委託できるものとし、業務の全部を第三者に再委託することはできない。
- 3 事業者は、工事監理企業が工事監理業務を行うに当たって、第三者を使用する場合、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

### 第32条（工事監理業務の責任）

- 1 事業者は、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 前条の工事監理業務に関する第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、工事監理業務に関する第三者の行為はすべて事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

## 第3節 市による確認

### 第33条（市による説明要求及び事業実施場所立会い等）

- 1 市は、随時、空調設備が、別紙4に定める各書類等、業務水準に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、市は、施工業務の状況その他について、事業者に事前に通知したうえで、事業者又は構成員若しくは第25条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、又、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。
- 2 事業者は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行うものとし、又、構成員若しくは第25条に規定する第三者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 第1項に規定する説明又は確認の結果、空調設備の施工状況が別紙4に定める各書類等、業務水準を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正を求めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 事業者は、空調設備の施工期間中に事業者が行う空調設備に関する検査又は試験について、事前に市に対して通知するものとする。なお、市は、事業者が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 5 市は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、空調設備の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

## 第4節 完成確認

### 第34条（市による完成確認）

- 1 市は、事業者から第30条第5項に規定する書類の提出により報告を受けた後、14日以内（14日目の日が市の休日に当たる場合は、その直後の市の開庁日まで）に、完成確認を実施し、空調設備が、業務水準を満たしていることを確認するものとする。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、工事目的物を最小限破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 2 完成確認の結果、空調設備が、業務水準に従い施工されているときは、市は事業者に対し、すべての対象校の完成確認が終了した後、速やかに完成確認書を交付する。
- 3 市が、第1項の報告受領後14日以内（14日目の日が市の休日に当たる場合は、その直後の市の開庁日まで）に、事業者に対し、何らの通知を行わないときには、事業者は完成確認に合格したもののみならずことができる。
- 4 完成確認の結果、業務水準を客観的に逸脱していることが判明したときは、市は事業者に対してそ

の是正を求めることができ、事業者は、自らの責任及び費用において、これに従わなければならない。

- 5 市は、是正を勧告した後、事業者が前項の是正の完了を報告した日から14日以内（14日目の日が市の休日に当たる場合は、その直後の市の開庁日まで）に再度、完成確認を実施するものとする。当該完成確認の結果、業務水準を客観的に逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。
- 6 市は、第1項に規定する完成確認を行ったことを理由として、設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務、その他本事業契約に基づく事業者の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、事業者は、空調設備の維持管理業務が本事業契約の規定を満たさなかった場合において、市が第1項に規定する完成確認を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

## 第5節 工期等の変更等

### 第35条（工期等の変更）

- 1 市が事業者に対して、別紙4に定める施工計画書に記載する工期等の変更を請求した場合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により施工計画書に記載する工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、市及び事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとする。この場合において、市及び事業者の間において協議が調わない場合、市が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は供用開始日を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 2 事業者が、自らの責めに帰すべき事由により、施工計画書に記載する工期等を遵守できないこと又はその可能性があることを認識した場合、直ちに市に通知し、対応について市の指示に従うものとする。

### 第36条（工期変更に伴う費用負担）

- 1 市の責めに帰すべき事由により、工期の延長等が生じ、空調設備の引渡しが遅延した場合、又は工期を短縮した場合には、市は、これらに伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払う。この場合、市はその他に発生した損害を負担しない。
- 2 法令の変更又は不可抗力により、工期の延長等が生じ、空調設備の引渡しが遅延した場合、又は工期を短縮した場合には、当該工期変更に起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、別紙11又は別紙12に従う。
- 3 前2項の事由以外の事由により、工期の延長等が生じ、空調設備の引渡しが遅延した場合、事業者は、当該遅延に関し市に生じた増加費用及び損害に相当する額を直ちに支払うとともに、別紙2の日程表に記載する各期限の翌日から実際に空調設備が事業者から市に対して引渡された日までの期間（両端日を含む。）において、遅延した部分に係る本事業に係る対価の金額につき、第92条に規定する遅延損害金を支払う。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令の制定又は改正（以下「法令改正等」という。）又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、施工計画書に記載する工期等が変更された場合の増加費用又は損害の負担は、前各項の趣旨を踏まえて市と事業者が協議して精算する。協議が調わない場合、市が精算額を決定し事業者に通知するものとし事業者はこれに従うものとする。

### 第37条（工事の一時中止）

- 1 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知したうえで、空調設備の施工の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 市は、前項の規定により、空調設備の施工の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、事業者と協議のうえ、施工計画書記載の工期等を変更することができる。この場合において、事業者が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とした場合又はその他事業者に損害が生じた場合には、市は当該増加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、事業者は、当該増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 3 市は、不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令の改正等により、空調設備の施工の全部又は一部が一時中止された場合が必要があると認めるときは、事業者と協議のうえ、施工計画書記載の工期等を変更することができる。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令の改正等、又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、空調設備の施工の全部又は一部が一時中止された場合において、事業者が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とした場合又はその他事業者に損害が発生した場合の増加費用又は損害の負担は、第 14 章及び第 15 章の定めに従うものとする。

#### 第38条（危険負担等）

- 1 第 39 条に規定する供用開始時までに、空調設備の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他施工器具等が、不可抗力事由により滅失し、又はき損し、その結果、事業者が増加費用又は損害が発生したときは、市及び事業者は、当該増加費用又は損害のうち合理的な範囲のものについて、第 15 章の定めに従うものとする。
- 2 前項の場合、本事業契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 滅失又はき損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、市及び事業者は原則として第 71 条に従い本事業契約の全部又は一部を解除するものとする。ただし、事業者が任意の判断で市の認める期間内に事業者の費用負担において事業実施場所に再施工する場合にはこの限りでない。
  - (2) 前号の場合以外のき損の場合には、事業者は設計どおり修復して事業実施場所に施工するものとする。この場合に事業者が生じる追加費用又は損害の負担については、前項を準用するものとし、市は、修復に要する合理的期間を限度として第 39 条に規定する供用開始時の延長を認めるものとする。
  - (3) 前 2 号の場合、市は事業者に対し、損害賠償の請求は行わない。

### 第 6 節 空調設備の引渡し及び供用開始

#### 第39条（空調設備の引渡し及び供用開始）

事業者は、市に対し、別紙 2 の日程表に規定する期間までに、第 34 条に基づく市の完成確認を得たうえで、完成した空調設備を引き渡すものとし、空調設備の供用開始日は別紙 2 の日程表の維持管理業務期間の初日とする。

### 第 7 節 契約不適合責任

#### 第40条（契約不適合責任）

- 1 空調設備の引渡しを受けた日から 13 年が経過するまでの間に、空調設備に契約不適合（空調設備の工事の契約不適合を含む。以下本条において同じ。）が発見されたときには、市は事業者に対して、当該契約不適合の補修を請求し、又は補修に代えて、若しくはその補修とともに損害賠償の請求を行うことができる。ただし、市が、当該契約不適合の補修に代えて補修費用相当額の支払いを認めた場合、事業者は、これを市に対して支払うことにより、当該契約不適合補修義務を免れることができるものとする。
- 2 前項において、事業者が契約不適合補修義務を負うにもかかわらず、施工企業をして契約不適合の補修をさせることができない場合、事業者は、第三者をして当該契約不適合を補修させるものとする。ただし、市は合理的な理由があるときは、自ら契約不適合を補修することができるものとし、この場合、事業者は当該契約不適合に起因して市が被った損害（当該契約不適合の補修に必要な費用を含む。）を賠償しなければならない。
- 3 前項ただし書の規定に基づき市が自ら契約不適合を補修した場合、事業者は当該補修部分について



は、市による補修以後の契約不適合担保責任は負わないものとする。

- 4 市は、空調設備の引渡しの際に第 1 項の契約不適合があることを知ったときは、第 1 項にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合の補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者がその契約不適合のあることを知っていたときは、この限りでない。

#### 第41条（工事による損傷補修責任）

- 1 空調設備の施工又は第 53 条第 1 項に基づき事業者が行った空調設備の移設等により、事業実施場所、事業実施場所に設置された設備等、対象校の建物、移設にかかる空調設備が損傷したときには、市は、事業者に対し、当該損傷を補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該き損又は不具合が市又は教職員、児童、生徒、保護者その他の対象校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。
- 2 事業者が、前項に基づき、補修義務を負うにもかかわらず、施工企業に補修を行わせることができない場合には、事業者は第三者をして補修させるものとする。ただし、市は合理的な理由があるときは、自ら補修することができるものとし、この場合、事業者は当該損傷に起因して市が被った損害（当該損傷の補修に必要となった費用を含む。）を賠償しなければならない。

### 第 5 章 維持管理業務

#### 第 1 節 総則

#### 第42条（維持管理に関する基本方針）

- 1 事業者は、維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に市と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。なお、受変電設備は、維持管理業務の開始から 1 年間を除き、維持管理業務の対象には含まれないものとする。
- 2 事業者は、維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たって本事業契約に規定する文書や記録、その他必要となる文書や記録を作成し、適切に管理しなければならない。又、これらの文書や記録は、業務との整合性や管理の適切性の確保等のために、適宜、市の承諾を得て修正を行わなければならない。
- 3 事業者は、維持管理業務着手前に、別紙 4 に定める書類を市へ提出して、同別紙に従いその確認を得るものとする。

#### 第43条（空調設備の維持管理）

- 1 事業者は、自らの責任及び費用において、第 39 条に規定する供用開始日から本事業契約が終了するまでの間、維持管理業務を業務水準に従って行わなければならない。
- 2 事業者は、業務水準に基づいて維持管理業務計画書を作成し、維持管理業務の開始までに市の承諾を得なければならない。
- 3 市は、維持管理業務に関する業務水準の変更（業務水準の向上を含む。）について、合理的な理由により必要があると認めるときは、事業者に対して、業務水準の範囲を逸脱しない範囲で、変更内容を記載した書面を交付して、業務水準の変更を求めることができる。この場合、事業者は、当該変更の要否及び本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して、市からの業務水準変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。市は、かかる事業者の検討結果を踏まえて、業務水準変更の要否を最終的に決定し、事業者へ通知する。事業者は当該決定内容に従うものとする。
- 4 市が業務水準の範囲を逸脱する変更の提案を行った場合、事業者は、当該変更が本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して、市からの業務水準変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。市は、かかる事業者の検討結果を踏まえて実施について事業者と協議し、業務水準変更の要否を最終的に決定し、事業者へ通知する。この場合の増加費用は、市が負担するものとする。なお、事業者は業務水準変更の内容の一部に限り第三者に再委託することができるものとし、第三者の使用責任は第 45 条によるものとする。

5 第 3 項の規定に従い、業務水準の変更を行った場合の当該変更により発生した増加費用等の負担については、当該変更を要するに至った事由に応じて次の各号に基づくものとする。なお、当該業務水準変更により、本事業契約に基づく事業者の業務に係る費用が減少したときの第 9 章の規定に基づいて支払われる対価についてはこれを減額する。

(1) 市の責めに帰すべき事由による場合

事業者は、増加費用等の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求し、市は当該増加費用等を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合

増加費用等は事業者が負担する。

(3) 不可抗力による場合

別紙 11 に従う。

(4) 法令変更による場合

別紙 12 に従う。

#### 第44条（維持管理業務に係る報告書等の作成）

1 事業者は、年間業務計画書を作成して、市に提出し、毎事業年度開始 1 か月前までに、市の確認を得なければならない。

2 市は、前項の確認を行った結果、学校教育活動等に影響があると判断する場合には、事業者に対し、年間業務計画書の変更を求めることができるものとし、事業者はこれに従うものとする。

3 市は、第 1 項の確認及び前項の規定による変更の請求を理由として、維持管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。ただし、市の請求により、事業者が業務水準を超えて年間業務計画書の変更を行った場合で、かつ事業者に増加費用が生じた場合には、市は当該増加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

4 事業者は、毎年度、夏季及び冬季の各満了日後 10 営業日以内に、維持管理業務の状況を正確に反映した半期業務報告書を作成し、市に提出するものとする。

#### 第45条（維持管理業務に関する第三者の使用）

1 事業者は、維持管理業務を維持管理企業に委託する。

2 事業者は維持管理企業をして、維持管理業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせることができる。

3 事業者は、維持管理企業が維持管理業務を行うに当たって、第三者を使用する場合、事前に市に届出てその承諾を得なければならない。なお、当該第三者が更に第三者を使用する場合においても同様とする。

#### 第46条（維持管理業務の責任）

1 事業者は、維持管理業務に関する一切の責任を負担する。

2 前条の維持管理業務に関する第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、維持管理業務に関して事業者が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

### 第 2 節 空調設備の修繕及び代替品の調達

#### 第47条（空調設備の修繕及び代替品の調達）

1 事業者は、市から空調設備の故障等の連絡を受けたときは、直ちに（遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに）故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。

2 事業者は、前項の調査結果を、速やかに市に報告したうえで、直ちに修繕等の対応策を講ずる。

- 3 第 1 項の調査の結果、故障等の発生した空調設備を継続して使用することが困難である場合には、事業者は市の承諾を得て、直ちに代替品を調達の上、施工するものとする。この場合においては、第 3 章及び第 4 章の規定を準用する。
- 4 第 2 項の修繕等並びに前項の代替品の調達及び施工に要する合理的な範囲内の費用の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 1 号及び第 3 号の場合においては、事業者は、代替品の調達及び施工に要した費用の内訳及びそれを証する書類を添えて市に請求する。
  - (1) 第 1 項の故障等が生じた原因が市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、市の負担とする。
  - (2) 第 1 項の故障等が生じた原因が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、事業者の負担とする。
  - (3) 第 1 項の故障等が生じた原因が不可抗力事由に基づくものである場合には、市及び事業者は、別紙 11 に規定する負担割合に従い負担する。
  - (4) 前各号に掲げる事由の全部又は一部が複合して空調設備の故障等が生じ、修繕等が必要となった場合の代替品の調達及び施工に要する費用の負担は、前各号の趣旨を踏まえて市と事業者が協議して精算する。協議が調わない場合、市が精算額を決定し事業者に通知するものとし事業者はこれに従うものとする。

### 第 3 節 空調設備の使用に関する支援等

#### 第48条（空調設備の取扱方法、操作方法等の支援）

事業者は、空調設備の供用開始後において、市及び対象校から空調設備の取扱方法、操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び支援を行う。

#### 第49条（空調設備の運転時間の計測）

事業者は、別紙 1 に定める事業実施場所における空調運転時間を、対象校単位で、別紙 4 の報告書に記載すべき内容を計測、記録し、その結果を市に報告してその確認を得るものとする。

#### 第50条（エネルギー使用量の計測等）

- 1 事業者は、本事業のみに使用されたエネルギー量を、対象校単位で、別紙 4 の報告書に記載すべき内容を計測、記録し、その結果を市に報告してその確認を得るものとする。
- 2 空調運転時間とエネルギー使用量との関係を明らかにするため、前条の運転時の計測と前項のエネルギー使用量の計測の始期及び終期は同一とする。

#### 第51条（空調設備の効率的な使用のための支援）

事業者は、第 49 条及び前条に基づき、各事業実施場所における空調設備の運転状況等を記録し、分析を行った結果、省エネルギーの推進等、空調設備の効率的な使用のために改善の余地がある事業実施場所がある場合には、市及び対象校に対して、空調設備の効率的な使用のための支援を行う。

#### 第52条（空調設備の取扱等の変更時における支援）

事業者は、第 47 条第 3 項に基づいて施工される空調設備の操作方法、取扱方法の変更等により、空調設備の使用について、支援する必要がある場合には、直ちに市及び対象校に対し、適切な説明及び支援を行う。

## 第 6 章 移設等業務

#### 第53条（対象校の統合整備等に伴う空調設備の移設等業務）

- 1 市が、本事業契約に規定する事業実施場所における空調設備の移設等（廃棄を含む）を決定し、かつ当該移設等を事業者を実施させることを決定した場合、事業者は、市の指示に基づき、業務水準に従い、移設等業務を行う。なお、その場合においては、第 3 章及び第 4 章の規定を準用する。

- 2 前項に基づき移設される空調設備についても本事業契約の規定が適用されるが、市が前項に基づき廃棄を決定した空調設備については、第 68 条に基づき一部解除されるものとする。
- 3 第 1 項に基づき移設される空調設備について、市及び事業者は、協議のうえ、業務水準を見直すことができる。

#### 第54条（移設等に要する費用の負担）

市は、前条の移設等業務に要する合理的な費用を、別紙 8 で定める対価とは別に負担するものとする。この場合の費用の支払方法については、市及び事業者が協議して定めるものとする。

#### 第55条（移設等業務に関する第三者の使用）

- 1 事業者は、構成員に移設等業務を請け負わせる。
- 2 事業者は構成員をして、移設等業務の一部に限って第三者に請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。
- 3 事業者は、構成員が移設等業務を行うに当たって、第三者を使用する場合、事前に市に届け出てその承諾を得させなければならない。なお、当該第三者が更に第三者を使用する場合においても同様とする。

#### 第56条（移設等業務の責任）

- 1 事業者は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、移設等業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 前条の移設等業務に関する第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、移設等業務に関して事業者が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて事業者の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由として、事業者が責任を負うものとする。

### 第7章 モニタリング

#### 第57条（モニタリング）

- 1 事業者は、自らの費用負担において、業務水準を確保するために、セルフモニタリングを実施しなければならない。市は、事業者が実施したセルフモニタリングの結果をもとに、市が自らの費用負担において実施するモニタリングを行う。
- 2 市が実施したモニタリングの結果、空調設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は事業者に対し、相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨を勧告する等の改善要求措置をとる。
- 3 事業者は、市から前項に基づく改善要求措置を受けた場合には、直ちに是正し、是正後速やかに市に対し、当該勧告に対する対応状況を報告するとともに、第 44 条第 4 項に規定する半期業務報告書においても報告しなければならない。
- 4 第 2 項の改善要求措置にもかかわらず、合理的な理由なく、市の定めた期間内に改善が認められない場合、市は、別紙 8 に記載する空調設備の維持管理業務に関する対価（以下「維持管理業務に係る対価」という。）の全部又は一部について、別紙 7 に規定する方法に基づき減額を行うことができる。この場合、市は第 63 条第 4 項に定める業務検査確認の結果の通知に際し、減額の根拠となる事項及び減額すべき金額を事業者に通知するものとする。
- 5 事業者の責めに帰すべき事由により、空調設備に係る性能基準を満たしていないことに起因して、市が負担したエネルギーコストの増加分については、市は合理的な範囲内で事業者に当該費用の負担を求めることができるものとし、事業者はこれを負担しなければならない。事業者は、支払義務を負うにもかかわらず、これを履行しない場合、市は、第 60 条に定める維持管理業務に係る対価から相当額を控除できるものとする。ただし、本項による規定は第 39 条に規定する供用開始から 1 年間は除くものとする。
- 6 空調設備に係る性能基準を客観的に満たしていない理由が、事業者の故意又は重大な過失によるも

のであると判明した場合、市は事業者に対し、損害賠償を請求することができる。

- 7 市が実施したモニタリングの結果、事業者提案書類の内容の履行状況に係る基準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は事業者に対し、改善要求措置その他相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨を勧告する等の改善要求措置をとる。
- 8 事業者は、市から前項に基づく改善要求措置を受けた場合には、直ちに是正し、是正後速やかに市に対し、当該勧告に対する対応状況を報告しなければならない。
- 9 第7項の改善要求措置にもかかわらず、合理的な理由なく、市の定めた期間内に改善が認められない場合、市は、別紙8に記載する契約金額について、別紙7に規定する方法に基づく減額を行うことができる。この場合、市は減額の根拠となる事項及び減額すべき金額を事業者に通知するものとする。
- 10 市は、前項の契約金額の減額に代えて、違約金の請求を行うことができるものとし、事業者は市の指定する期間内に違約金を市に支払うものとする。
- 11 市は、本条に規定する説明及び確認の実施を理由として、空調設備に係る性能基準、第5章に規定する空調設備の維持管理業務、事業者提案書類の内容の全部又は一部について何らの責任及び負担するものではない。

## 第8章 その他の業務

### 第58条（その他の業務）

- 1 事業者は、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び移設等業務の他、自らが事業者提案書類において明示した業務（以下「その他の業務」という。）を自らの責任及び費用において行う。
- 2 市の責めに帰すべき事由（市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、入札説明書等の不備、市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合、法令変更又は不可抗力による場合を除く。）、又は市による設計書類等の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合、法令変更又は不可抗力による場合を除く。）を含む。）によりその他の業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 3 事業者の責めに帰すべき事由によりその他の業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 4 法令の変更又は不可抗力によりその他の業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第78条又は第80条に従う。

## 第9章 本事業に係る対価の支払い

### 第59条（設計・施工・工事監理業務に係る対価の支払）

市は、第3章及び第4章に規定する設計・施工・工事監理業務に係る対価を第63条に規定する手続に従って、別紙8のとおり支払うものとする。

### 第60条（維持管理業務に係る対価の支払）

市は、第5章に規定する維持管理業務に係る対価を、第63条に規定する手続に従って、別紙8のとおり支払う。ただし、第39条に規定する供用開始日が遅延した場合は、各事業年度の支払額について見直しを行う。

### 第61条（設計・施工・工事監理業務に係る対価の改定）

第59条に規定する設計・施工・工事監理業務に係る対価のうち割賦手数料は別紙9に定める算定方法に従って改定されるものとする。

## 第62条（維持管理業務に係る対価の改定）

第 60 条に規定する維持管理業務に係る対価は物価変動に応じて、別紙 10 に定める算定方法に従って改定するものとする。

## 第63条（対価の支払方法）

- 1 設計・施工・工事監理業務に係る対価のうち一括支払分については、市は、事業者から市の指定する期日に、市の指定する様式の請求書の提出を受けることを条件として、市は当該請求書の受領日から 40 日以内に一括して支払うものとする。
- 2 事業者は、一括支払分以外の設計・施工・工事監理業務に係る対価の支払いを受けるに当たり、夏季若しくは冬季の満了の後、夏季分については 10 月 10 日、冬季分については 4 月 10 日（いずれも市の休日に当たる場合は直前の市の開庁日）までに、市の指定する様式の請求書を提出するものとし、市は当該請求書の受領日から 40 日以内に各々別紙 8 記載のとおり支払うものとする。
- 3 事業者の市に対する第 1 項及び前項の請求書の提出が遅れた場合には、その遅れた日数分、市から事業者に対する対価の支払期限も延長されるものとする。
- 4 事業者は、維持管理業務に係る対価の支払いを受けるに当たり、第 44 条第 4 項に規定する半期業務書を市に提出し、市は、同報告書の受領日から 14 日以内に事業者の業務内容のモニタリングを行い、事業者に対して業務検査確認の結果を通知するものとする。
- 5 事業者は、前項の半期業務報告書に関する業務検査確認の結果についての市の合格通知を受領したときは、当該合格通知に従い当該通知の受領日から 7 日以内に維持管理業務に係る対価に係る請求書を市に対して提出するものとし、市は当該請求書の受領日から 40 日以内に別紙 8 記載のとおり支払う。
- 6 事業者の市に対する請求書の提出が前項に定める期限より遅れた場合には、その遅れた日数分、市から事業者に対する半期分の維持管理業務に係る対価の支払期限も延長されるものとする。
- 7 事業者は、第 4 項の半期業務報告書を市が受領した後、当該受領日を含む 14 日以内に、市が業務検査の結果の通知を行わなかった場合には、第 5 項の請求書を市に対して提出できるものとする。

## 第64条（対価の減額・改定）

市の行為（市の請求に基づく設計書類等の変更を含む。）、法令の変更又は不可抗力並びに別紙 7 に定めるモニタリング結果等に基づく対価の減額により本事業に係る費用が減少した場合、市はその減少費用を別紙 8 に定める本事業に係る対価から減額することができる。

## 第65条（対価の返還）

第 44 条に規定する維持管理業務に係る報告書等に虚偽の記載があることが判明し、市がこれを事業者に対して通知した場合、事業者は市に対して、当該虚偽の記載がなければ、市が第 57 条の規定に従い、減額し得た対価の金額を速やかに返還しなければならない。

## 第 10 章 契約の終了

### 第66条（事業者の債務不履行等による契約解除）

- 1 契約期間において、次の各号に掲げる事項が事業者に発生した場合は、市は、事業者に対して通知したうえで本事業契約を解除することができる。
  - (1) 事業者が本事業の全部又は一部を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
  - (2) 事業者が、別紙 2 の日程表に記載された各期間の始期を過ぎても業務を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足し得る合理的説明がなされないとき。
  - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により別紙 2 の日程表に定める期間内に空調設備の工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めるとき。
  - (4) 事業者又は構成員のいずれかに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特

別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者又は当該構成員の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者又は当該構成員の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。

- (5) 事業者が、市に対して虚偽の報告を行ったとき。
- (6) 事業者が、本事業契約に定める義務に違反し、市が第 57 条第 2 項及び第 7 項に定める改善要求措置（なお、是正勧告においては、事業者に対し、事業者を通じて相当の期間を定めて是正策の提出及び当該是正策の実施を求めることができる。）を行ったにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されなかったとき。
- (7) 事業者又は構成員のいずれかが、本事業契約に関して重大な法令違反を行ったとき。（談合等の不正行為により、独占禁止法、刑法等に違反した場合を含むが、これに限らない。）
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又は事業者又は構成員のいずれかの財務状況の著しい悪化その他各構成員のいずれかの責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。

2 事業者から市に対する空調設備の引渡しの前に前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、別紙 8 に定める空調設備の設計・施工・工事監理業務に係る対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%（前項第 7 号又は第 94 条に該当する場合は 20%）に相当する金額を違約金として支払う。ただし、市が第 75 条に基づく契約保証金を受領し、又は銀行等による保証債務の履行を受けた場合には当該受領金等を違約金に充当する。又、市は、空調設備の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を出来形部分の評価額（新たな事業者が出来形を引き継いで本事業を完了させるために市において要する一切の費用（事業者以外の者に発注することに要する手続費用を含む。）を、本業務に係る対価から控除した残額。）に相当する対価を支払って、出来形部分の引渡しを受けることができ、当該出来形部分の評価額と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる（ただし、市はかかる義務を負わない。）。この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と事業者は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

3 前項の場合において、市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は空調設備の出来形部分の引渡しを受ける場合には、当該出来形部分の評価額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

4 第 2 項の場合において、市が空調設備の出来形部分の引渡しを受けない場合、事業者は、自らの責任及び費用により、事業実施場所を原状回復したうえで市に引き渡さなければならない。事業者が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、市は事業者に代わって原状回復を行うことができ（ただし市はかかる義務を負わない。）、事業者はこれに対し異議を申し出ることができず、市はこれに要した費用を事業者に求償することができる。

5 事業者から市に対する空調設備の引渡し後に、第 1 項により本事業契約が解除された場合、事業者は、空調設備の 1 年分の維持管理業務に係る対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%（前項第 7 号又は第 94 条に該当する場合は 20%）に相当する金額を違約金として支払う。この場合において、市が被った損害の額が違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

6 事業者から市に対する空調設備の引渡し後に、第 1 項により本事業契約が解除された場合、当該解除の効力は将来に向かってのみ生じ、当該解除時点までに生じた権利関係（空調設備の帰属を含むがこれに限らない。）は当該解除により影響を受けないものとする。

7 前各項の規定により事業者が違約金支払義務又は損害賠償義務を負担する場合において、同一の事由により構成員が基本協定書により違約金支払義務又は損害賠償義務を負担する場合には、その範囲で事業者の債務と構成員の債務とは連帯債務になるものとする。

#### 第67条（市の債務不履行による契約解除）

- 1 契約期間において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。ただし、事業者から市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合、市は、当該出来形部分に相応する事業者が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と事業者は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用（事業者の責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を賠償する。
- 3 前条第 6 項の規定は、本条の解除に準用する。

#### 第68条（対象校の統合等に伴う一部解除）

- 1 対象校の統合整備等がなされる場合において、第 53 条に基づき空調設備が別の対象校の保健室等に移設されない場合、当該空調設備に関する本事業契約の一部について、市が解除するものとする。
- 2 前項に基づき、本事業契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 市は、一部解除となった空調設備に関する解除後の維持管理業務に係る対価の支払いを免れる。
  - (2) 市は、事業者に対し、本事業契約の一部解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については、事業者と協議を行う。この場合において、事業者は、当該費用の内訳及びこれを証明する書類を添えて市に請求するものとする。

#### 第69条（任意解除権の留保）

- 1 市は、理由のいかんを問わず、180 日以上前に事業者に対して通知したうえで、本事業契約を解除することができる。ただし、既に全ての空調設備が市に引渡し済みであるときは、市又は事業者が履行済みの部分については解除することができないものとし、市は、事業者に対し、第 59 条の規定に基づく設計・施工・工事監理業務に係る対価と第 60 条の規定に基づく維持管理業務に係る対価のうち履行済みの維持管理業務に係る対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。
- 2 全ての空調設備が市に引き渡される前に、前項の規定に基づき本事業契約を解除した場合には、事業者は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえで、市に返還する。また、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業者と協議する。この場合において、事業者は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 全ての空調設備が市に引き渡される前に、第 1 項の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、市が事業者に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業者は、事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、事業者に対し、当該出来高に応じた設計・施工・工事監理業務に係る対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

#### 第70条（法令変更による契約解除）

- 1 契約期間において、本事業契約の締結後における法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえ、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、その全部又は一部の引渡しを受ける。この場合、市は、当該出来形部分に相応する事業者が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と事業者は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項による解除がされた場合で、市が出来形部分の引渡しを受けない場合、市は事業者に対して、事



業実施場所の原状回復を求めることができる。

- 3 前項による原状回復の費用若しくは出来形部分がない場合に事業者が第1項の解除までに要した費用の負担又は事業者が生じた損害の負担については、市と協議を行うものとし、市は当該協議を踏まえ、対価を支払うものとする。
- 4 第66条第6項の規定は、本条の解除に準用する。

#### 第71条（不可抗力による契約解除）

- 1 契約期間において、本事業契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえ、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、その全部又は一部の引渡しを受ける。この場合、市は、当該出来形部分に相応する事業者が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と事業者は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項による解除がされた場合で、市が出来形部分の引渡しを受けない場合、市は事業者に対して、事業実施場所の原状回復を求めることができる。
- 3 前項による原状回復の費用若しくは出来形部分がない場合に事業者が第1項の解除までに要した費用の負担又は事業者が生じた損害の負担については、市と協議を行うものとし、市は当該協議を踏まえ、対価を支払うものとする。
- 4 第66条第6項の規定は、本条の解除に準用する。

#### 第72条（事業契約終了に際しての処置）

- 1 事業者は、本事業契約が終了した場合において、事業実施場所又は空調設備に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置について、市の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当な期間内に当該の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる（ただし、市はかかる義務を負わない）。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、又、市が当該処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、要求水準書に従って事業期間終了時の措置を行うとともに、市が空調設備を維持管理するために必要な資料を全て引き渡さなければならない。

#### 第73条（終了手続の費用負担）

本事業の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担する。

### 第11章 表明・保証及び誓約

#### 第74条（事実の表明・保証及び誓約）

- 1 事業者は、市に対して、本事業契約締結日現在において、自らにつき次の各号の事実を表明し、保証する。
  - (1) 事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自らの財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
  - (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が本事業契約を締結し、履行することにつき法令上及び事業者の内部規則上要求されている一切の手続を履践したこと。

- (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、事業者に適用のある法令及び事業者の内部規則に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
  - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力のある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
- 2 事業者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号の事項を市に対して誓約する。
- (1) 本事業契約を遵守すること。
  - (2) 事業者は、市の事前の書面による承諾なしに、本事業契約上の地位及び権利義務、並びに、本事業等について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- 3 市は、前項第2号の承諾を与える場合には、以下の各号の条件を付すことができる。
- (1) 市が、本事業契約の内容について必要な変更を行うこと。
  - (2) 市が事業者に対して本事業契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額を本事業に係る対価から控除できること。
  - (3) 譲渡その他担保権の設定を受けた者の代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。
  - (4) 市の事前の書面による承諾なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。

## 第12章 契約保証金等

### 第75条（契約保証金等）

- 1 事業者は、契約保証金として、次の各号に掲げる金額を市に納付しなければならない。
  - (1) 別紙8の「1」に記載する空調設備の設計・施工・工事監理業務に関する対価の10%相当額以上の金額
  - (2) 別紙8の「1」に記載する空調設備の維持管理業務に関する対価の1年間に相当する対価の10%相当額以上の金額
- 2 前項各号の契約保証金の納付時期は、本事業契約が本契約として成立したときと同時とする。
- 3 第1項に従い納付された契約保証金は、次の各号に規定する時期に、事業者の請求に基づき返還する。
  - (1) 第1項第1号の契約保証金については、全ての空調設備の市への引渡しの後、事業者の請求を受けて速やかに
  - (2) 第1項第2号の契約保証金については、本事業契約の終了後、事業者の請求を受けて速やかに
- 4 事業者は、第1項の契約保証金の納付に代えて、市の認める有価証券を担保として市に提供することができる。
- 5 事業者が、施工企業をして、本事業契約の履行を保証する市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を市に提出したとき又は、本事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を市に提出したときは、市は、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。
- 6 事業者が、維持管理企業をして、本事業契約の履行を保証する市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を市に提出したとき又は、本事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を市に提出したときは、市は、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。
- 7 前項の履行保証保険は、毎年度の始期までに更新された保険によることもできるものとする。この場合において、新たな履行保証保険証券が発行される場合は、事業者は当該保険証券を発行後速やかに市

に提出しなければならない。

- 8 市は、第 1 項により納付された保証金、第 4 項により契約保証金の代わりに市に提供された有価証券、第 5 項及び第 6 項に従い加入された履行保証保険の受領済保険金並びに第 5 項及び第 6 項に従い締結された保証契約の受領済保証金を、事業者の本事業契約の債務不履行に基づく損害金、本事業契約の解除による違約金及び損害金に充当できるものとする。市がかかる充当を行った場合で、かつ、本事業契約の全部解除がなされていない場合、事業者は、充当の通知を受けた日から 7 日以内に、保証金又は有価証券を、本条の規定する額まで補填するものとする。

## 第 13 章 付保すべき保険等

### 第76条（付保すべき保険等）

- 1 事業者又は構成員は、自らの費用負担の下に、損害保険会社との間で、市の承諾する別紙 13 に記載する内容の保険契約を、各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、市に対し、当該保険証券を提示するとともに、原本の写しであることを証する旨の作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付するものとする。
- 2 事業者又は構成員は、別紙 13 に各々定める保険期間中、保険契約を維持しなければならない。
- 3 市は、事業者又は構成員が第 1 項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら保険契約を締結することができる。この場合において、市は事業者に対し、当該保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。
- 4 保険金の請求は、第 1 項の場合は事業者又は構成員、第 3 項の場合は市が行うものとし、市及び事業者は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。
- 5 別紙 13 に記載する保険に基づき市、事業者又は構成員が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた増加費用又は損害のうち、市が負担すべき増加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、事業者が負担すべき増加費用又は損害の額から控除する。

## 第 14 章 法令変更

### 第77条（通知の付与及び協議）

- 1 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、入札説明書等、事業者提案書類若しくは設計書類等に従い空調設備の施工ができなくなった場合、又は入札説明書等若しくは事業者提案書類で提示された条件に従って本事業契約を履行できなくなった場合、その内容の詳細を、直ちに市に対して通知しなければならない。この場合において、市及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自らの義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令変更に対応するために、速やかに空調設備の設計及び施工、別紙 2 の日程表、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から 30 日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

### 第78条（法令変更による増加費用・損害の扱い）

法令変更により、本事業につき、事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 12 に従う。この場合において、事業者は、当該増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

## 第 15 章 不可抗力

### 第79条（通知の付与及び協議）

- 1 事業者は、不可抗力により、入札説明書等、事業者提案書類若しくは設計書類等に従い空調設備の施工ができなくなった場合、又は入札説明書等若しくは事業者提案書類で提示された条件に従って本事業契約を履行できなくなった場合、事業者は、その内容の詳細を、直ちに市に対して通知しなければならない。この場合において、市及び事業者は、当該通知以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に従い、早急に対応措置をとり不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市、事業者は、当該不可抗力に対応するために、速やかに空調設備の設計及び施工、別紙 2 の日程表、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から 30 日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

### 第80条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

不可抗力により、本事業につき、事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 11 に従う。この場合において、事業者は、当該増加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

## 第 16 章 雑則

### 第 1 節 著作権等

### 第81条（提出書類の著作権等）

- 1 市は、別紙 4 に定める提出書類及び空調設備について、市の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 2 前項の別紙 4 に定める提出書類及び空調設備が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 前項にかかわらず、事業者は、市が別紙 4 に定める提出書類及び空調設備を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならない。自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法に定める権利（同法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）を行使し又は行使させてはならない。
  - (1) 別紙 4 に定める提出書類又は空調設備の内容を公表すること。
  - (2) 空調設備の完成、修繕等のために必要な範囲で、市及び市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - (3) 空調設備を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - (1) 第 2 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡、担保提供その他の方法で処分し、又は承継させること。
  - (2) 別紙 4 に定める提出書類及び空調設備の内容を公表すること。
  - (3) 空調設備に事業者又は著作者の実名又は変名を表示すること。
- 5 事業者は、自ら又は著作者が前項第 1 号により著作権を第三者に譲渡又は承継させる場合、当該第三者に、前 2 項に掲げる義務を負わせなければならない。

## 第82条（著作権その他の権利の侵害の防止）

- 1 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（別紙4に定める提出書類及び空調設備を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害しないことを、市に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権その他の権利の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合（ただし、市は、いかなる場合においても、事業者に代わって当該損害の賠償を行い又は費用を負担する義務を負わない。）には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

## 第83条（特許権等の使用）

事業者は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限らない。）を負わなければならない。ただし、市が、市及び事業者以外の第三者の産業財産権の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法を指定した場合において、入札説明書等に当該第三者の産業財産権の対象である旨の明示がなく、かつ構成員も当該第三者の産業財産権の対象であることを知らなかったときに限り、市はその使用に関する責任を負う。

## 第2節 その他

## 第84条（関連工事の調整）

事業者は、事業者の施工する工事及び別途工事が施工上関連する場合には、事業者は市及び当該場所の対象校の学校長を通じ、別途工事の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めるものとする。

## 第85条（事由の複合による追加費用又は損害の負担）

本事業契約に定める契約内容の変更事由の全部又は一部が複合してなされた契約変更に起因して、市及び事業者に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで、各変更事由に定める市及び事業者の負担割合を適用して、市、事業者がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

## 第86条（公租公課の負担）

本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、全て事業者の負担とする。市は、事業者に対して本事業に係る対価並びにこれに対する消費税及び地方消費税を支払うほか、本事業契約に関連する全ての公租公課について、本事業契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。本事業契約締結時点で市及び事業者に予測不可能であった新たな公租公課の負担が事業者が発生した場合には、その負担については、別紙12に従う。

## 第87条（協議）

- 1 本事業契約において、両当事者による協議が予定される事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。又、本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
- 2 市と事業者が前項に基づき協議を行ったときは、事業者はその協議録を作成、保管し、市から提出を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

- 3 事業者は、市の要請があった場合には、当該要請に応じて前項の協議に構成員を出席させる義務を負う。

#### 第88条（財務書類の提出）

事業者は、本事業契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日から 3 か月以内に、会社法第 435 条及び法務省令により規定される、監査役による監査済の計算書類及び事業報告並びに附属明細書（以下「計算書類等」という。）のほか、年間業務報告書を市に提出し、かつ、市に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、市は当該監査済計算書類等及び年間業務報告書を公開することができる。

#### 第89条（融資機関との協議）

市は、本事業に関して事業者に融資する金融機関との間において、市が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、又は契約を終了させる際の当該金融機関への事前通知、ないしは協議に関する事項につき協議し定めるものとする。

#### 第90条（秘密保持）

- 1 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密情報を相手方、自ら若しくは相手方の代理人若しくはコンサルタント又は本事業に係る融資契約の貸付人、その代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市又は事業者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示の時点で公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 開示の後に市又は事業者の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 市及び事業者が本事業契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
  - (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明できる情報
- 3 事業者は、契約期間中、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、四日市市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実を漏洩してはならない。事業者は、契約期間中及び本事業契約終了後においても、四日市市個人情報保護条例及び市の定めるその他個人情報保護に関わる基準に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持する。
- 4 事業者は、本事業契約の履行のため、第三者に対して秘密情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとし、当該第三者をして、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとする。
- 5 事業者若しくは秘密情報の取扱いを委託した第三者が本条の義務に違反したこと、又は、事業者若しくは当該第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、事業者は市に対しその損害を賠償するとともに、市が必要と考える措置をとらなければならない。

#### 第91条（請求、通知等の様式その他）

- 1 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除（以下「通知等」という。）は、他の方法によることにつき、市と事業者で合意した場合を除き、書面により行わなければならない。なお、市及び事業者は、通知等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

- 2 本事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、設計書類等に特別の定めがある場合を除き、「計量法」（平成4年法律第51号）に定める。
- 3 期間の定めについては、「民法」（明治29年法律第89号）及び「商法」（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 4 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

#### 第92条（延滞利息）

市又は事業者が本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、市又は事業者は、未払い額につき、当初指定された期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の割合を乗じて計算した金額を加算して支払わなければならない。

#### 第93条（誓約書の提出）

事業者、構成員及び構成員が使用する第三者は、四日市市暴力団排除条例（平成23年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、事業者がとりまとめて市に提出しなければならない。ただし、市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

#### 第94条（暴力団排除に伴う契約の解除）

- 1 市は、暴力団排除条例第8条に基づき、事業者又は構成員が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。
- 2 市は、構成員が使用する第三者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、事業者に対して、当該第三者との契約の解除を求め、事業者が当該第三者との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。
- 3 前項の規定により事業者が第三者との契約の解除を行った場合の一切の責任は、事業者が負うものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により契約の解除がなされた場合は、第66条第1項第7号により契約の解除がなされたものとして取り扱うものとする。

#### 第95条（解釈等）

- 1 市と事業者は、本事業につき、本事業契約とともに、実施方針、実施方針に対する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等に対する質問への回答（その後の変更を含む。）、事業者提案書類の定めは、すべて本事業契約の契約内容を構成することを確認する。
- 2 前項記載の書類等の間に記載の食い違いがある場合、本事業契約、入札説明書等に対する質問への回答、入札説明書等、実施方針に対する質問への回答、実施方針、事業者提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、事業者提案書類とこれに優先する書類等との間に食い違いがある場合で、事業者提案書類に記載された性能又は水準が事業者提案書類に優先する前項記載の書類等に記載されたものを上回るときは、その限度で事業者提案書類の記載が優先するものとする。
- 3 前項記載の同一順位の書類等の記載内容に矛盾、食い違いが存在する場合には、市の選択によるものとする。ただし、事業者提案書類の記載内容に矛盾、食い違いが存在する場合には、市は、事業者と協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定する。

#### 第96条（準拠法）

本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

第97条（管轄裁判所）

本事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとし、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

第98条（契約の確定等）

四日市市議会の議決が得られなかったときにおいても、事業者は、市に対し、損害賠償の請求その他一切の請求を行わないものとする。

（以下余白）



本事業契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、市及び事業者が本書各自1通を保有する。

2023年●月●日

発注者 四日市市  
住 所 三重県四日市市諏訪町1番5号  
氏 名 四日市市長 森 智広 印

事業者  
住 所 ●●  
氏 名 (名称)  
(代表者) 印

別紙1 本事業の対象校一覧及び対象室

(1) 小学校

名称	住所	新設対象 部分室数	更新対象 部分室数	保守対象 部分室数
中部西小学校	四日市市北町2-23	3	7	0
浜田小学校	四日市市北浜田町13-6	1	9	3
橋北小学校	四日市市川原町25-22	2	4	0
海蔵小学校	四日市市大字東阿倉川578-1	2	1	8
塩浜小学校	四日市市塩浜町1	4	7	0
富洲原小学校	四日市市富洲原町31-14	3	5	0
羽津小学校	四日市市大宮町16-35	3	8	0
常磐小学校	四日市市城西町9-14	0	11	0
日永小学校	四日市市日永四丁目5-13	3	6	0
四郷小学校	四日市市西日野町3207-1	1	3	3
内部小学校	四日市市采女町888-1	1	3	2
小山田小学校	四日市市山田町1373-1	3	4	0
河原田小学校	四日市市河原田町70	0	11	2
川島小学校	四日市市川島町2046	3	4	0
神前小学校	四日市市曾井町493-1	3	4	0
桜小学校	四日市市桜町1257	3	6	0
県小学校	四日市市赤水町1002	3	7	0
三重小学校	四日市市東坂部町222-2	1	4	0
大矢知興讓小学校	四日市市大矢知町1212	0	7	2
八郷小学校	四日市市平津町99-1	5	7	0
下野小学校	四日市市朝明町475-1	1	6	0
保々小学校	四日市市西村町2741	3	6	0
水沢小学校	四日市市水沢町2491	3	5	0
泊山小学校	四日市市大字日永5530-19	8	0	5
笹川小学校	四日市市笹川六丁目25	2	4	4
常磐西小学校	四日市市大字松本764	3	4	1
三重西小学校	四日市市三重三丁目 129	4	6	0
大谷台小学校	四日市市大谷台一丁目204	4	6	1
桜台小学校	四日市市桜台一丁目32	4	5	0
三重北小学校	四日市市山之一色町90	2	6	0
八郷西小学校	四日市市萱生町1086	2	6	0
羽津北小学校	四日市市大字羽津500	1	5	0
内部東小学校	四日市市采女町423-4	3	3	5
中央小学校	四日市市元新町2-36	3	6	0
楠小学校	四日市市楠町北五味塚2060-9	1	16	0
合 計		88	202	36

## (2) 中学校

名称	住所	新設対象 部分室数	更新対象 部分室数	保守対象 部分室数
中部中学校	四日市市西浦二丁目5-36	2	8	1
塩浜中学校	四日市市大字塩浜4096	3	5	4
山手中学校	四日市市大字東阿倉川70	1	6	4
富田中学校	四日市市東茂福町4-19	1	4	1
富洲原中学校	四日市市天ヶ須賀五丁目3-10	3	7	1
笹川中学校	四日市市西日野町268-2	1	0	1
三滝中学校	四日市市高角町2068-2	4	6	2
大池中学校	四日市市下海老町2662-1	3	2	5
朝明中学校	四日市市平津町409-2	0	2	10
保々中学校	四日市市西村町2787-2	3	4	3
常磐中学校	四日市市大字松本810	2	6	2
西陵中学校	四日市市西山町7229	3	6	2
西笹川中学校	四日市市笹川四丁目104	4	8	1
三重平中学校	四日市市三重八丁目1	4	7	1
羽津中学校	四日市市大字羽津甲26	0	6	1
西朝明中学校	四日市市北山町1169	4	7	1
桜中学校	四日市市桜町1604	5	6	1
内部中学校	四日市市波木町697	4	5	2
楠中学校	四日市市楠町北五味塚2092	4	5	1
合 計		51	100	44

## 別紙2 日程表

本事業契約締結までに、事業者提案に基づき以下に示す期間で具体的な日程について定める。

事業契約締結	: 四日市市議会の議決があった日
設計・施工・工事監理業務期間	: 事業契約締結日 ~ 2025年3月31日 (約15か月間)
空調設備の引渡日	: 2025年3月31日
維持管理業務期間	: 2025年4月1日 ~ 2038年3月31日 (13年間)

### 別紙3 法令等の遵守

本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理、維持管理の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

なお、以下に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令を遵守すること。なお、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を使用すること。

#### ア 法令・施行令・施行規則等

- (ア) 計量法
- (イ) 消防法
- (ウ) 労働安全衛生法
- (エ) 労働基準法
- (オ) 電気事業法
- (カ) 騒音規制法
- (キ) 振動規制法
- (ク) 学校保健安全法
- (ケ) 建築基準法
- (コ) 建築士法
- (サ) 建設業法
- (シ) 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- (ス) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (セ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (ソ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (タ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (チ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ツ) 大気汚染防止法
- (テ) 石綿障害予防規則
- (ト) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (ナ) ガス事業法
- (ニ) 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律
- (ヌ) 下水道法
- (ネ) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (ノ) 電気用品安全法
- (ハ) 電気工事士法
- (ヒ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (フ) その他本事業に必要な法令等

イ 条例等

- (ア) 三重県建築基準法施行細則
- (イ) 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱
- (ウ) 四日市市建築基準法施行細則
- (エ) 四日市市景観条例
- (オ) 四日市市暴力団排除条例
- (カ) 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱
- (キ) 四日市市火災予防条例
- (ク) その他本事業に必要な条例等

ウ 基準・指針等

- (ア) 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- (イ) 公共建築工事標準仕様書建築工事編
- (ウ) 公共建築工事標準仕様書電気設備工事編
- (エ) 公共建築工事標準仕様書機械設備工事編
- (オ) 建築工事標準詳細図
- (カ) 公共建築設備工事標準図電気設備工事編
- (キ) 公共建築設備工事標準図機械設備工事編
- (ク) 公共建築改修工事標準仕様書建築工事編
- (ケ) 公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編
- (コ) 公共建築改修工事標準仕様書機械設備工事編
- (サ) 建築設備設計基準
- (シ) 建築設備耐震設計・施工指針  
（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- (ス) 建築工事安全施工技術指針
- (セ) 官庁施設の総合耐震計画基準
- (ソ) 建築工事監理指針
- (タ) 電気設備工事監理指針
- (チ) 機械設備工事監理指針
- (ツ) 建築工事監理業務委託共通仕様書
- (テ) 建築保全業務共通仕様書
- (ト) 建築工事設計図書作成基準
- (ナ) 建築工事設計図書作成基準の資料
- (ニ) 建築設備工事設計図書作成基準
- (ヌ) 公共建築工事標準書式
- (ネ) 工事写真の撮り方建築編・建築設備編（公共建築協会編）
- (ノ) 営繕工事写真撮影要領
- (ハ) 「建築物等の利用に関する説明書」作成の手引き
- (ヒ) 営繕工事電子納品要領
- (フ) 建築設計業務等電子納品要領
- (ヘ) 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン営繕工事編
- (ホ) 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン営繕業務編
- (マ) 業務用冷凍空調機器漏えい点検・修理に関わる規程・ガイドラインの概要  
（（社）日本冷凍空調設備工業連合会）
- (ミ) 系統連系規程（2021 年追補版）社団法人日本電気協会系統連系専門部会）
- (ム) 「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」  
（（平成 28 年）資源エネルギー庁日本工業規格）

- (メ) 内線規程（社団法人日本電気協会需要設備専門部会編）
- (モ) 高圧受電設備規程（社団法人日本電気協会使用設備専門部会編）
- (ヤ) 高調波抑制対策技術指針（社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会編）
- (ユ) LP ガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
- (ヨ) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針  
（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- (ラ) 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル  
（環境省水・大気環境局大気環境課）
- (リ) 建築設備設計計算書作成の手引
- (ル) その他本事業に必要な基準・指針等



## 別紙 4 提出書類

### 1. 事業計画書等

#### 1.1. 事業計画書

契約締結後速やかに、以下に記載する内容を本事業全体の事業計画書として作成し、市に提出して確認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
総括責任者の通知書	1	A4	○	○	
事業計画書 ・ 本事業全体の事業スケジュール ・ 本事業全体の組織計画 ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
対象校別工事金額一覧表	1	A4	○	○	

#### 1.2. セルフモニタリング計画書

契約締結後速やかに、以下に記載する内容をセルフモニタリング計画書として作成し、市に提出して確認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
セルフモニタリング計画書 ・ セルフモニタリング項目 ・ 判断基準 ・ 実施方法 ・ 実施時期等	1	A4	○	○	

#### 1.3. 設計業務に係る計画書等

設計業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
設計責任者の通知書	1	A4	○	○	
設計担当者の通知書	1	A4	○	○	
設計業務計画書 ・ 業務方針書 ・ 業務工程表（設計図一覧を含む） ・ 業務組織計画（担当技術者名簿、業務分 担表、経歴書を含む） ・ 使用する主な図書及び基準 ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
市内業者発注等計画書	1	任意	○	○	
現地調査計画書	1	任意	○	○	対象校ごと
現地調査報告書	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

#### ア 業務計画書

- ・ 設計業務着手前に設計業務計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

#### イ 市内業者発注等計画書

- ・ 設計業務着手前に事業者から直接設計業務を受託する企業及びその下請負業者（再委託・再請負企業まで）に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

#### 1. 4. 施工業務に係る計画書等

施工業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
施工責任者の通知書	1	A4	○	○	
施工担当者の通知書	1	A4	○	○	
対象校別組織体制表	1	A3	○	○	
施工業務計画書 ・ 業務方針書 ・ 業務工程表（施工計画書・施工図・官公署届出の提出予定を含む） ・ 業務組織計画（担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む） ・ 現場防災マニュアル（緊急連絡先含む） ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
施工計画書 ・ 仮設計画 ・ 搬出入計画 ・ その他工事計画等	1	任意	○	○	対象校ごと
市内業者発注等計画書	1	任意	○	○	
資材製造所選定等通知書	1	A4	○	○	対象校ごと
施工体制台帳の写し※ 1	1	A3	○	○	
施工体系図の写し※ 1	1	A3	○	○	
下請負通知書の写し※ 1	1	A3	○	○	
建設工事保険証書の写し※ 1	1	A4	○	○	
請負契約書類等の写し※ 1	1	任意	○	○	
労災保険加入証明書の写し※ 1	1	A4	○	○	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書の写し※1	1	A4	○	○	
コリンズ関連資料	1	A4	○	○	
着手届	1	指定	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

※ 1 施工業務を受託する企業より提出される施工体制台帳等および施工業務を受託するすべての企業の請負代金の額が把握できる様に請負契約書類等の写しを市に提出すること。また、施工体制台帳等を更新した場合は、適宜、当該資料の写しを市に提出すること。

##### ア 業務計画書

- ・ 施工業務着手前に施工業務計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、市の確認を得た後、速やかに施工担当者から対象校に提出し、施工業務計画の説明をすること。

##### イ 施工計画書

- ・ 当該工事の着手前に施工計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

##### ウ 市内業者発注等計画書

- ・ 施工業務着手前に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者（再委託・再請負企業まで）に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

##### エ 資材製造所選定等通知書

- ・ 使用する主要資材について、当該資材の調達前に資材製造所選定等通知書を作成し、市に提出して確認を得ること。
- ・ 資材製造所選定等通知書を提出し、市による確認を得た後、使用する主要資材について、当該資材の調達前に納入仕様書を作成し、市に提出して確認を得ること。

オ 着手届

- ・ 施工業務着手前に着手届を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、着手届は市の指定書式にて作成すること。

### 1.5. 工事監理業務に係る計画書等

工事監理業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
工事監理責任者の通知書	1	A4	○	○	
工事監理者の通知書	1	A4	○	○	
工事監理業務計画書 ・ 業務方針書 ・ 業務工程表（施工計画書・施工図・官公署届出の提出予定を含む） ・ 業務組織計画（担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む） ・ 使用する主な図書及び基準 ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
市内業者発注等計画書	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

#### ア 業務計画書

- ・ 工事監理業務着手前に工事監理業務計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

#### イ 市内業者発注等計画書

- ・ 工事監理業務着手前に事業者から直接工事監理業務を受託する企業及びその下請負業者（再委託・再請負企業まで）に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

### 1.6. 維持管理業務に係る計画書等

維持管理業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
維持管理責任者の通知書	1	A4	○	○	
維持管理担当者の通知書	1	A4	○	○	
維持管理業務計画書 ・ 業務方針書 ・ 業務工程表 ・ 業務組織計画（担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む） ・ 業務実施手順書 ・ 業務実施基準 ・ 業務実施結果の記録方法 ・ 各種帳票、様式集 ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
市内業者発注等計画書	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

ア 維持管理業務計画書

- ・維持管理業務期間開始の1か月前までに、市に提出して確認を得ること。なお、維持管理業務期間中に維持管理業務計画書の内容を変更する場合は、事前に市と協議すること。

イ 市内業者発注等計画書

- ・維持管理業務着手前に事業者から直接維持管理業務を受託する企業及びその下請負業者（再委託・再請負企業まで）に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

2. 報告書

2.1. 設計業務に係る報告書等

設計業務中及び設計業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【設計業務中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
打合せ議事録	1	A4	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

【設計業務完了時】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
設計計算書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱負荷計算書</li> <li>・ 受変電容量計算書</li> <li>・ 開閉器容量計算書</li> <li>・ 騒音計算書</li> <li>・ 機器選定書</li> <li>・ 幹線サイズ計算書</li> <li>・ L P G 収納容器本数計算書</li> <li>・ ガスメーターサイズ計算書</li> <li>・ 構造計算書</li> <li>・ 屋上荷重確認書</li> <li>・ その他必要となった計算書</li> </ul>	1	任意	○	○	対象校ごと
設計図	1	A3 二つ折 製本	○	○	
関係官庁届出書類	1	A4	○	○	
施工業務時に想定される関係官公署届出書類 一覧表（電気・ガス事業者含む）	1	任意	○	○	
設計概要説明書	1	任意	○	○	
設計業務の受託企業による自主検査記録	1	任意	○	○	
事業者による完了検査記録	1	任意	○	○	
市による完了確認検査記録	1	任意	○	○	

提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	
光熱水費計算書	1	任意	○	○	
市内業者発注等報告書	1	任意	○	○	
国庫補助申請用（起債申請用）設計書	1	任意	○	○	

ア 設計計算書

- ・対象校ごとに、熱負荷計算書、機器選定書、幹線サイズ計算書の必要な設計計算書を作成し、市に提出して確認を得ること。

イ 設計図

- ・対象校ごとに、空調設備設計図、電気設備設計図を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、報告媒体種別の電子データはCADデータとする。
- ・市は、必要に応じて設計変更を指示することができる。なお、設計変更に関する費用負担区分の詳細については、第19条に示す。
- ・設計に関する著作権は市に帰属する。

ウ 市内業者発注等報告書

- ・設計業務完了時に事業者から直接設計業務を受託する企業及び下請負業者（再委託・再請負企業まで）に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。

エ 国庫補助申請用（起債申請用）設計書

- ・国庫補助申請用として設計書を提出すること。本市の指示に従い内訳書、明細書（機器や配管の単価や数量及び長さ等がわかるもの）作成すること。

2.2. 施工業務に係る報告書等

施工業務中及び施工業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【施工業務中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
納入仕様書	1	A4	○	○	対象校ごと
空調設備施工図	1	A3	○	○	
電気設備施工図	1	A3	○	○	
耐震計算書	1	A4	○	○	
月次報告書（工事日報、工事写真、実施工程表、打合せ議事録等）	1	A4	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

【空調設備供用開始前】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
機器完成図書 ・ 機器完成図 ・ 機器性能試験報告書 ・ あと施工アンカー引き抜き試験報告書 ・ 各種保証書 ・ 納入業者一覧表等	1	A4	○	○	対象校ごと

試運転調整記録	1	任意	○	○	
隣地境界における騒音測定記録	1	A4	○	○	
空調設備運用マニュアル	1	A4	○	○	
事業者による供用開始前検査記録	1	任意	○	○	
(仮)空調設備の使用に関する取り決め書	1	A4	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

【施工業務完了時】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
完成図（空調設備・電気設備）	1	A3 二つ折製 本	○	○	対象校ごと
工事写真	1	A4	○	○	対象校ごと
産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し	1	A4	○	○	
付属品（付属品リスト含む）	1	A4	○	○	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書の写し	1	A4	○	○	
コリンズ関連資料	1	A4	○	○	
諸官庁届出書類（検査記録を含む）の写し	1	A4	○	○	対象校ごと
施工業務の受託企業による自主検査記録	1	任意	○	○	
事業者による完成検査記録	1	任意	○	○	
市による引渡し検査記録	1	任意	○	○	
工事完成通知書	1	A4	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと
市内業者発注等報告書	1	任意	○	○	

ア 空調設備・電気設備施工図

- ・ 施工業務着手前に対象校ごとに空調設備施工図、電気設備施工図を作成し、市に提出して確認を得ること。

イ 月次報告書

- ・ 工事期間中、対象校ごとに工事日報、工事写真、実施工程表、打合せ議事録等をまとめた月次報告書を作成し、市に報告すること。

ウ 機器完成図書

- ・ 空調設備供用開始にあたり、機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、各種保証書、機器納入業者一覧表等をまとめた機器完成図書を作成し、市に提出して確認を得ること。

エ 完成図（空調設備・電気設備）

- ・ 施工業務完了時に空調設備施工図、電気設備施工図に基づき、対象校ごとに完成図を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、完成図の構成及び報告媒体は原則、設計図に準拠することとし、必要に応じて施工図で作成した図面等を含めること。

オ 工事写真

- ・ 工事写真は、工事を行う箇所（対象室、主要機器類の設置場所等）について、施工前、施工中、施工後の写真を提出すること。また、完成後に外部から確認できない主要な部分（天井内隠蔽部、土中埋設部等）についても同様に提出すること。市の完成検査では写真での確認も求めるので、詳細部や施工手順を細かく撮影すること。

カ 国庫補助申請用（起債申請用）の工事写真として、対象校ごとの写真帳（A4版・両面印



刷) 及び JPG 形式のデータ一式 (CD 又は DVD) を提出すること。

キ 付属品 (付属品リスト含む)

- ・ 施工業務完了時に付属品を対象校に納品すること。また、納品する付属品について、付属品リストを作成し、市及び対象校に提出すること。なお、付属品の納品場所については、事前に対象校と協議すること。

ク 工事完成通知書

- ・ 各種検査の完了後、工事完成通知書を作成し、市に提出すること。

ケ 市内業者発注等報告書

- ・ 施工業務完了時に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者 (再委託・再請負企業まで) に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。

### 2.3. 工事監理業務に係る報告書等

工事監理業務中及び工事監理業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【工事監理業務中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
月次報告書 (工事監理日報、打合せ議事録等)	1	A4	○	—	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

【工事監理業務完了時】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
工事監理業務の受託企業による監理者検査記録	1	任意	○	○	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	
市内業者発注等報告書	1	任意	○	○	

ア 月次報告書

- ・ 工事監理業務期間中に対象校ごとに、工事監理日報、打合せ議事録等をまとめた月次報告書を作成し、市に報告すること。

イ 市内業者発注等報告書

- ・ 工事監理業務完了時に事業者から直接工事監理業務を受託する企業及び下請負業者 (再委託・再請負企業まで) に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。

### 2.4. 維持管理業務に係る報告書等

維持管理業務中及び維持管理業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【維持管理業務期間中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
年間業務計画書	1	任意	○	○	対象校ごと
半期業務報告書 (夏季・冬季)	1	任意	○	○	
保守点検報告書	1	任意	○	○	
不具合調査報告書	1	任意	○	○	

不具合改善報告書	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	
機器一覧表	1	任意	○	○	
写真台帳	1	任意	○	○	

【維持管理業務期間完了時】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
機器一覧表	1	任意	○	○	対象校ごと
写真台帳	1	任意	○	○	
保管部品リスト	1	任意	○	○	
予備品リスト	1	任意	○	○	
市内業者発注等報告書	1	任意	○	○	

ア 年間業務計画書

- ・ 事業年度ごとの維持管理業務開始の1か月前までに、対象校ごとに年間業務計画書として作成し、市に提出して確認を得ること。

イ 半期業務報告書（夏季・冬季）

- ・ 維持管理業務期間中、対象校ごとに以下に記載する内容を半期業務報告書として作成し、夏季の業務報告書は10月10日、冬季の業務報告書は3月31日までに市に提出して確認を得ること。なお、下記の①から③の計測記録は月ごとの消費量等をまとめたものとするが、市から特定に日時の計測記録の提出の要求があった場合には提出すること。

- ① 対象校別の夏季・冬季の電気エネルギー消費量（空調運転に係る消費分）の計測記録
- ② 対象校別の夏季・冬季のガスエネルギー消費量（空調運転に係る消費分）の計測記録
- ③ 室内機の運転時間の計測記録
- ④ 室外機の運転時間の計測記録
- ⑤ 室内機別の吸込温度の計測記録
- ⑥ 四日市地方気象台における1時間ごとの外気温度の計測記録
- ⑦ セルフモニタリング結果報告

※セルフモニタリングの結果、改善工事が必要であると判断した場合は、改善方法等を検討し、改善方法や改善工事の実施日等について、市及び対象校と協議し、確認を得ること。

※上記のセルフモニタリング結果報告に基づき、改善工事を実施した場合は、改善報告を作成し、市に提出して確認を得ること。

- ・ 対象校別の基準燃費と実燃費の比較資料

※ 実燃費の算出に用いるデータ記録は、対象校別の基準燃費と実燃費の比較表の一部として、対象校別に整理して市に提出すること。

ウ 保守点検報告書

- ・維持管理業務期間中、対象校ごとに業務工程表に定める時期に、以下に記載する内容の保守点検を実施し、保守点検報告書として作成し、半期業務報告書とあわせて市に提出すること。なお、保守点検の実施日は、事前に市及び対象校と協議し、市または対象校が要望する日程で実施すること。

- ① フィルター清掃（交換）実施記録
- ② メーカーが定める定期点検実施記録
- ③ 改正フロン法に基づく定期点検実施記録
- ④ その他、必要に応じて実施した保守点検実施記録

#### エ 不具合調査報告書

- ・維持管理業務期間中、市及び対象校から空調設備使用に起因する、学習環境に関する苦情（運転不良、騒音、温熱環境不良等）及び機器の故障等による不具合発生の際には、速やかに原因を調査すること。また、要求水準未達が発生した場合も同様に、速やかに原因を調査すること。なお、調査の実施日は、事前に市及び対象校と協議し、市または対象校が要望する日程で実施すること。
- ・調査した結果、機器の故障等がなく、正常に運転していることが確認できた場合は、その旨を調査報告書として作成し、調査実施後速やかに市及び対象校に提出すること。
- ・調査した結果、機器の故障等による不具合が確認できた場合は、その原因と改善方法を調査報告書として作成し、調査実施後速やかに市及び対象校に提出し、改善方法や改善工事の実施日等について、市及び対象校と協議し、確認を得ること。

#### オ 不具合改善報告書

- ・改善完了後速やかに改善報告書を作成し、市に提出して確認を得ること。

#### カ 機器一覧表

- ・項目は学校名称・室外機設置場所・室内機設置場所・メーカー名・系統名・室外機室内機構成・品番・製造番号・圧縮機定格出力・冷媒種類・冷媒量・設置年月・冷房能力・暖房能力・熱源とする。提出時期は業務計画書と同様とする。移設等により状況が変更となった場合は更新すること。

#### キ 写真台帳

- ・撮影箇所は、全景・機器本体・銘版とする。提出時期は業務計画書と同様とする。移設等により状況が変更となった場合は更新すること。対象は、室内機、室外機、盤、集中コントローラー、LPG容器倉庫、建築物など本事業で整備する一切のものを全て撮影すること。

#### ク 市内業者発注等報告書

- ・維持管理業務期間完了時に事業者から直接維持管理業務を受託する企業及び下請負業者（再委託・再請負企業まで）に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。

## 別紙 5 維持管理業務の内容

事業者は、維持管理業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等、維持管理業務に係る業務水準を遵守し、本事業契約に基づいて業務の円滑な遂行を図るものとする。

維持管理業務の内容は、本事業契約の締結後、要求水準書をもとに、事業者提案書類の内容を踏まえて、維持管理業務計画書に規定すること。

## 別紙6 半期業務報告書

本事業契約の締結後、事業者の提案に基づき、市と事業者で協議したうえで、市が決定する。

## 別紙7 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法

空調設備の性能、維持管理業務、事業者提案書類の内容の履行状況に関するモニタリング及びその不履行に対する改善要求措置等手続は、原則として次のとおりとし、本事業契約の締結後、市と事業者で手続の詳細について協議したうえで、市が決定する。

### 1. モニタリングの対象

本別紙で規定する市が行うモニタリングは、維持管理期間中（事業者提案書類の内容の履行状況については事業期間中）に定期的又は随時実施する、以下の（1）から（3）に定めるモニタリングとする。

なお、設計、施工及び引渡し時のモニタリングは、本事業契約に定める設計、施工時に行う検査等として行うものとする。又、事業期間終了時におけるモニタリング（空調設備の性能の確認及びその他入札説明書等及び事業者提案書類の内容に定める水準の確認）の方法等は、本別紙等を参考に、事業期間終了の3か月前までに、市と事業者で協議のうえ、市が定めるものとする。

- （1）空調設備の性能（エネルギー消費性能）に係るモニタリング
- （2）空調設備の性能（その他の性能）及び維持管理業務に係るモニタリング
- （3）事業者提案書類の内容の履行状況に係るモニタリング

### 2. モニタリングの基準

#### 2.1. 空調設備に係る性能基準

事業者は、要求水準書及び事業者提案書類の内容に基づいて、空調設備に係る性能基準（エネルギー消費性能（基準燃費）、室内機の音、風量、気流、室外機の騒音、振動、臭気等）を定め、市の承諾を得て、要求性能確認書に記載する。

なお、空調設備に係る性能基準のうち、エネルギー消費性能（基準燃費）については、第39条に規定する供用開始後2年目に要求性能確認書に記載する。

#### 2.2. 維持管理業務に係る業務水準

事業者は、要求水準書及び事業者提案書類の内容に基づいて、業務水準（業務内容、実施体制、実施方法、実施手順、実施頻度、その他必要な事項）を定め、市の承諾を得て、維持管理業務計画書に記載する。

#### 2.3. 事業者提案書類の内容の履行状況に係る基準

事業者提案書類の内容を基準とする。事業者は、事業者提案書類の内容を、市の承諾を得て、要求性能確認書に記載する。

### 3. モニタリングに係る事業者の義務

#### 3.1. 事業者の証明義務

事業者は、空調設備の性能が空調設備に係る性能基準を満たしていること、維持管理業務の実施内容が業務水準を満たしていること、事業者提案書類の内容が履行できていること、その他本事業契約に定める事業者の義務の履行が適切に行われていることを、市に対して説明する義務を負う。又、市は事業者に対して、本事業契約に定める事業者の義務の履行が適切に行われていることの証明を求めることができる。

#### 3.2. マネジメントシステムを構築する義務

事業者は、本事業契約や業務水準に基づいて、空調設備の性能が空調設備に係る性能基準を満たし、維持管理業務の実施内容が業務水準を満たし、事業者提案書類の内容が履行され、その他本事業契約に定める業務を適切に遂行するための仕組みを構築し、事業期間にわたって維持、改

善するものとする。これらの仕組みは、事業者が文書化（原則として、維持管理業務計画書及びその付属書類に定めるものとする。）することとする。又、業務の実施結果は適切に記録し、事業期間終了まで保管するものとする。

さらに、市によるモニタリング、故障への対応及び苦情・要望等への対応等の結果、維持管理業務計画書で定める業務内容の見直しが必要となった場合には、市と協議のうえ、業務内容・方法等の見直し等の改善を行い、市の承諾を得るものとする。

### 3.3. セルフモニタリングを行う義務

事業者は、自らの費用負担において、空調設備に係る性能基準、維持管理業務に係る業務水準及び事業者提案書類の内容（以下「水準」という。）を満たすことを確認するためにセルフモニタリングを行い、その結果を、定期的に書面にて市に報告しなければならない。

なお、市は、事業者が行ったセルフモニタリングの結果を、市が行うモニタリングに活用するものとする。

### 3.4. 市が実施するモニタリングへの協力義務

市は、維持管理業務及び事業者提案書類の内容の履行状況について、事業者に事前に通知したうえで、事業者に対して説明を求め、又は立会いのうえ、確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき市に対して最大限の協力を行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、事業者による維持管理状況及び事業者提案書類の内容の履行状況が、水準を達成していないことが判明した場合、市は事業者に対してその是正を指導するものとし、事業者は指導内容に従って是正を実施し、随時、対応状況を市に対して報告しなければならない。

市は、説明要求及び説明の実施、立会の実施を理由として、維持管理業務及び事業者提案書類の内容の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

## 4. 空調設備の性能（エネルギー消費性能）に係るモニタリングの方法及び是正措置等

### 4.1. モニタリングの方法

市は、空調設備の性能（エネルギー消費性能）に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

- ① 書類検査による性能モニタリング
- ② 実地検査による性能モニタリング
- ③ 随時に行う性能モニタリング

### 4.2. 書類検査によるエネルギー消費性能モニタリングの方法

市が行う書類検査によるエネルギー消費性能モニタリングは、原則として、以下の検証方法によって行うものとする。

事業者は、市が行うモニタリングに必要な計測、記録を行う。計測、記録方法は、事業者が要求水準書及び事業者提案書類の内容に基づいて提案し、市の承諾を得て定め、維持管理業務計画書に記載する。また、計測、記録の結果は、毎事業年度、夏季及び冬季の満了後に半期業務報告書に記載して、市に提出する。

性能検証項目	検証方法
エネルギー消費性能	① 供用開始後1年間のエネルギー消費量 (kWh、m <sup>3</sup> )、室外機及び室内機の運転時間 (h)、外気温 (°C) を対象校別に計測すること。 なお、外気温は四日市地域気象観測所のデータを使用すること。 ② ①で計測したエネルギー消費量 (kWh、m <sup>3</sup> )、室外機及び室内機の運転時間 (h) をもとに、市と協議の上、2年目以降のモニタリン

	<p>グに使用するための室外機及び室内機の運転時間当たりのエネルギー消費量 (kW、m<sup>3</sup>/h) を設定する。</p> <p>③ ②で設定した室外機及び室内機の運転時間当たりのエネルギー消費量 (kW、m<sup>3</sup>/h) に事業者が事業提案書類で提案した安全率を乗じた値と外気温 (°C) の関係性を示す資料を対象校別に作成し、これを基準燃費とする。</p> <p>④ 実燃費 (2年目以降の対象校別の室外機及び室内機の運転時間当たりのエネルギー消費量 (kW、m<sup>3</sup>/h)) と外気温 (°C) を計測する。</p> <p>⑤ ④の計測結果を踏まえ、③と同様の資料を作成し、基準燃費との比較表を作成する。</p> <p>⑥ ③≧④の場合、性能基準を満たしていると判断する。</p> <p>⑦ ③&lt;④の場合、市は、性能未達の可能性ありと判断し、事業者に期間を示して原因究明の指示若しくは是正勧告を行うものとする。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4.3. 実地検査によるエネルギー消費性能モニタリングの方法

書類検査によるエネルギー消費性能モニタリングの結果、基準燃費を満足していない可能性があるとして認められる場合には、市は事業者に対して、実地検査によるエネルギー消費性能モニタリングを求めることができる。実地検査の方法は、事業者が定め、市の承諾を得るものとする。事業者は実地検査を実施し、市は実地検査結果等に基づいて、基準燃費の達成を判定し、未達成と判断する場合には、事業者には是正勧告を行うことができる。

#### 4.4. 随時に行うエネルギー消費性能モニタリングの方法

事業者は、自らの責めに帰すべき事由により、エネルギー消費性能が基準燃費を満足せず、空調設備の利用に支障が生じた場合には、速やかに是正を行って、市に報告するものとする。

又、事業者は、自らの責めに帰すべき事由によらず、エネルギー消費性能が基準燃費を満足していない場合でも、速やかに対応を行わなければならない。この場合の費用負担については本事業契約の定めるところによるものとする。

市は、対象校から空調設備の利用に支障が生じた旨の報告を受けた場合には、速やかに事業者に対応を指示するものとする。又、その原因が事業者の責めに帰すべき事由による場合には、空調設備のエネルギー消費性能に係る基準燃費の未達成を確認して、事業者には是正勧告を行うものとする。

#### 4.5. エネルギー消費性能が基準燃費を満足していない場合の措置

市によるモニタリングの結果、空調設備のエネルギー消費性能が基準燃費を満たしていない場合の措置は、以下のとおりとする。

##### ① エネルギーコストの負担

事業期間中に、空調設備のエネルギー消費性能が、事業者の責めに帰すべき事由により、基準燃費を満足していないことに起因して市が負担したエネルギーコストについては、市は合理的な範囲内で事業者に当該費用の負担を求めることができるものとし、事業者はこれを支払わなければならない。

##### ② 損害賠償の請求

空調設備のエネルギー消費性能が基準燃費を客観的に満足していない事項が存在することが判明し、かつその事由が契約不適合、事業者の故意又は重過失によるものであることが判明した場合、市は、事業者に損害賠償を請求することができる。

#### 5. 空調設備の性能 (その他の性能) 及び維持管理業務に係るモニタリングの方法及び是正措置等



### 5.1. モニタリングの方法

市は、空調設備の性能（その他の性能）及び維持管理業務に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

- ① 書類検査による性能モニタリング
- ② 実地検査による性能モニタリング
- ③ 随時に行う性能モニタリング

### 5.2. 書類検査によるその他性能及び維持管理モニタリングの方法

#### 5.2.1. 書類検査によるその他性能モニタリングの方法

市が行う書類検査によるその他性能モニタリングは、原則として、以下の検証方法によって行うものとする。

事業者は、市が行うモニタリングに必要な計測、記録を行う。計測、記録方法は、事業者が要求水準書及び事業者提案書類の内容に基づいて定め、市の承諾を得て、維持管理業務計画書に記載する。また、計測、記録の結果は、毎事業年度、夏季及び冬季の満了後に半期業務報告書に記載して、市に提出する。

性能検証項目	検証方法
室内温度	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、事業期間にわたって、各対象校について、空調設備を運転させた状態で、機材を用いた室内温度等の測定を行い、記録する。</li><li>② 市は原則として①の資料をもとに性能基準達成を判断し、性能基準未達の場合、事業者に期間を示して原因究明の指示若しくは是正勧告を行うものとする。</li></ol>
その他の性能項目	<ol style="list-style-type: none"><li>① 市は、学校からの苦情等により、その他の性能項目について空調設備に係る性能基準を満たしていないと考えられる合理的な理由がある場合には、必要に応じて、事業者に期間を定めて原因究明の指示若しくは是正勧告を行う。</li></ol>

#### 5.2.2. 書類検査による維持管理モニタリングの方法

市が行う書類検査による維持管理モニタリングは、原則として、以下の方法によって行うものとする。

##### (1) 年間業務計画書の提出と確認

事業者は市に対し、毎事業年度開始1か月前までに年間業務計画書を提出し、市の承諾を得るものとする。市は、年間業務計画書が維持管理業務計画書で定める業務水準を満たしていることを確認する。

##### (2) 半期業務報告書の提出と確認

事業者は毎事業年度、夏季及び冬季の満了後に半期業務報告書を提出する。市は、維持管理業務計画書をもとに、半期業務報告書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認する。

### 5.3. 実地検査によるその他性能及び維持管理モニタリングの方法

#### 5.3.1. 実地検査によるその他性能モニタリングの方法

書類検査による性能モニタリングの結果、空調設備に係る性能基準に達していない可能性があることと認められる場合には、市は事業者に対して、実地検査による性能モニタリングを求めることができる。実地検査の方法は、事業者が定め、市の承諾を得るものとする。事業者は実地検査を実施し、市は実施検査の方法、検査結果等に基づいて、空調設備に係る性能基準の達成を判定し、未達成と判断する場合には、事業者には是正勧告を行うことができる。

### 5.3.2. 実地検査による維持管理モニタリングの方法

市は、書類検査の結果、必要と認める場合には、事業実施場所において、半期業務報告書に記載された内容が業務水準を満たしていることを確認することができる。この際、市は事業者に対して維持管理業務の実施状況について、実地検査による説明を求めることができるものとし、事業者は説明する義務を負うものとする。

### 5.4. 随時に行うその他性能及び維持管理モニタリングの方法

#### 5.4.1. 随時に行うその他性能モニタリングの方法

事業者は、自らの責めに帰すべき事由により、空調設備の故障等、空調設備の利用に支障が生じた場合には、速やかに是正を行って、市に報告するものとする。

又、事業者は、空調設備の故障等が自らの責めに帰すべき事由によらない場合でも、速やかに対応を行わなければならない。この場合の費用負担については本事業契約の定めるところによるものとする。

市は、対象校から空調設備の利用に支障が生じた旨の報告を受けた場合には、速やかに事業者に対応を指示するものとする。又、その原因が事業者の責めに帰すべき事由による場合には、空調設備に係る性能基準の未達成を確認して、事業者には是正勧告を行うものとする。

#### 5.4.2. 随時に行う維持管理モニタリングの方法

市は、苦情等により必要と認めるときは、随時、事業者に対して書類検査によるモニタリング又は実地検査によるモニタリングを行うことができる。この際、市は事業者に対して維持管理業務の実施状況について、書類の提出若しくは実地検査による説明を求めることができるものとし、事業者は説明する義務を負うものとする。

### 5.5. その他性能が空調設備に係る性能基準を満たしていない場合及び維持管理業務が業務水準を満たしていない場合の措置

市によるモニタリングの結果、その他性能が空調設備に係る性能基準を満たしていない場合及び維持管理業務が業務水準を満たしていない場合の措置は、以下のとおりとする。

#### ① 維持管理業務に係る対価の減額

モニタリングの結果、その他性能が空調設備に係る性能基準を客観的に満たしていない場合、若しくは維持管理業務の状況が業務水準を満たしていない場合で、市が是正期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合、市は維持管理業務に係る対価の減額を行う。

#### ② 契約の解除

維持管理業務に係る対価の減額後も、対象業務の改善が認められない場合には、市は第 66 条第 1 項第 6 号の規定に基づいて契約の全部又は一部解除を行うことができる。

### 5.6. 事業者提案書類の内容の履行状況に係るモニタリング

#### 5.6.1. モニタリングの方法

市は、事業者が提出する各業務の報告書をもとに、事業者提案書類に記載された提案内容の履行状況を確認する。

#### 5.6.2. 事業者提案書類の内容が履行されていない場合の措置

市によるモニタリングの結果、事業者提案書類の内容が履行されていない場合の措置は、以下のとおりとする。

#### ① 再度の業務

履行されていない事業者提案書類の内容に関して、再度の業務を行わせることが合理的であると市が認めた場合、事業者は、再度の業務を行い、事業者提案書類の内容を履行しなければならない。

## ②契約金額の減額又は違約金の請求

履行されていない事業者提案書類の内容に関して事業者に再度の業務を行わせることが合理的でないと市が認めた場合、市は、検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点(確認された当該加点項目の状況が最低限の要求水準を満たさない場合にあつては、最低限の要求水準との差について加算点の算出方法に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。)の再計算を行った場合に、事業者の選定時における評価値を確保するのに見合う金額と事業者の当初契約金額との差額を契約金額から減額し、又は違約金の請求を行うこととして、その場合の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{減額又は違約金額} = (1 - \beta \div \alpha) \times C$$

C：当初の契約金額（円）

$\alpha$ ：当初の加算点

$\beta$ ：検査等によって確認された提案の状況に基づき再計算した加算点

## 5.7. 減額ポイントの付与

### (1) 減額の対象となる事態

市によるモニタリングの結果、その他性能が空調設備に係る性能基準を満たしていない場合、若しくは維持管理業務の状況が業務水準を満たしていない場合には、市は減額ポイントを付与することができる。

なお、その他性能が空調設備に係る性能基準を満たしていない場合、若しくは維持管理業務の状況が業務水準を満たしていない場合とは、以下に示す①又は②の事態をいう。

#### ①空調設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

その他 性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備が故障等により運転しない。</li> <li>・空調設備が運転しているにも関わらず、業務水準に規定した屋内条件を満足しない。(ただし、外気条件を考慮するものとする。)</li> <li>・室外機の騒音値がメーカー基準値を超過若しくは異音が発生し、利用に支障が生じている。</li> <li>・室内機の騒音値がメーカー基準値を超過若しくは異音が発生し、利用に支障が生じている。</li> <li>・集中リモコン及び個別リモコンが正常に動作せず、利用に支障が生じている。</li> <li>・室内機の落下の危険性が明らかに生じている。等</li> </ul>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

維持管理 業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の維持管理の不履行等に起因する人身事故が発生する。</li> <li>・事業者が故意に業務を放棄する。</li> <li>・事業者が市に対し、業務に係る虚偽の報告を行う。</li> <li>・事業者が市と故意に連絡を行わない、又は長期にわたる連絡不通。</li> <li>・事業者が本事業契約に基づき行う市からの指導・指示に従わない。</li> <li>・事業者が、空調設備が使用不能又は水準と比べ著しく機能が低下する状況又は事業者の維持管理の不履行等に起因する人身事故の発生について、予見できたにもかかわらず市への報告を行わない、又は故意に遅滞する。</li> <li>・事業者が業務実施状況の確認のうえでの重要書類（帳簿、クレーム対応記録等）を紛失・改ざんする。等</li> </ul>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②空調設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

その他 性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機の騒音値がメーカー基準値を超過若しくは異音が発生している。</li> <li>・室内機の騒音値がメーカー基準値を超過若しくは異音が発生している。</li> <li>・集中リモコン及び個別リモコンが正常に動作しない。等</li> </ul>
維持管理 業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者による業務の怠慢が認められる。</li> <li>・事業者が連絡業務を遅滞する。</li> <li>・事業者が諸届、報告書の処理を遅滞する。</li> <li>・事業者のクレーム処理に不備がある。</li> <li>・事業者の業務実施状況の確認のうえでの重要書類（帳簿、クレーム対応記録等）の管理不行届きが認められる。等</li> </ul>

(2) 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。市は、モニタリングを経て、当該期の減額ポイントを確認する。

ただし、事業者の責めに帰すことのできない事由や、事前に事業者の申し出に基づいて、市が減額の対象としないことを承諾していた事由によって、空調設備に係る性能水準及び維持管理業務の業務水準を満たしていない状況が生じた場合には、減額ポイントを加算しない。

その他性能に係る減額については、対象となる事態が確認されてから、当該事態の是正が確認されるまで、1日ごとの減額ポイントを加算するものとする。減額の対象となる事態が複数にわたり確認される場合は、件数ごとに減額の対象となる事態が確認されてから、当該事態の是正が確認されるまで、1日ごとの減額ポイントを加算したものを合算するものとする。

維持管理業務に係る減額については、対象となる事態が継続的に発生する場合、市が示す是正期間の経過後、再度減額ポイントを加算する。期間については、減額ポイントを加算する事項の発生した際に、その状況に応じて市が定め、事業者に通知するものとする。

減額の対象となる事態	区分	減額ポイント
明らかに重大な支障がある場合	その他性能	1件、1日あたり5ポイント
	維持管理業務	1件あたり500ポイント
明らかに支障がある場合	その他性能	1件、1日あたり1ポイント
	維持管理業務	1件あたり100ポイント

5.8. 維持管理業務に係る費用の減額方法

5.8.1. 減額ポイントの支払額への反映

市は、モニタリングが終了し、空調設備の性能（その他性能）に係る減額ポイント又は、維持管理業務に係る減額ポイントを付与する場合には、事業者に減額ポイントを通知する。維持管理業務

に係る対価の支払いに際しては、当該期に支払う維持管理業務に係る対価に半期分の空調設備の性能（その他性能）に係る減額ポイント及び維持管理業務に係る減額ポイントの合計を下表にしたがって定める減額割合を乗じて算出する金額を求める。その結果、減額の必要がある場合には、当該期の対価から控除し、支払額を事業者に通知する。

事業者は、必要に応じ減額の対象となった業務について、市に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には、申立てを行うことができるものとする。

市は、当該期の減額ポイントを、当該期にのみ用いるものとし、次期に持ち越さないものとする。ただし、同一の減額の対象となる事態が継続して発生している場合には、減額の事態が発生しなくなるまでの間、当該事態に対する減額ポイントを次期の減額ポイントに累積するものとする。事業者が減額の対象となる事態に対して、是正したにもかかわらず、継続して発生した場合については、市と協議のうえ、市が判断する。

半期分の空調設備の性能に関する 減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合 (半期分の減額ポイント合計をXとする。)
60,001～	100%減額
1,201～60,000	$(X/60,000) \times 100\%$ 減額
0～1,200	減額なし

※1%未満は四捨五入

#### 5.8.2. 事業者による請求

事業者は、市が行うモニタリングの際に、減額ポイントの全部又は一部を加算すべきでないという合理的な根拠（減額の対象となる事態の発生原因が、事業者の責めに帰すべき事由のみではない等）を示すことで、加算すべき減額ポイントの見直しを市に請求することができる。市は、事業者の示した合理的な根拠を考慮した結果、事業者の示した根拠に理由があり、減額ポイントの全部又は一部を加算することが不合理であると判断する場合には、減額ポイントの全部又は一部を加算しない。

別紙 8 支払金額等

1. 契約金額及びその内訳

契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、設計変更、物価変動及び法令の変更等により、各業務の対価が増減した場合、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、市と事業者が協議のうえ、変更することがある。

【契約金額の内訳】

①空調設備の設計・施工・工事監理業務に係る対価

項目	金額
うち一括支払分（消費税及び地方消費税込み）	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円
うち割賦元本分（消費税及び地方消費税込み）	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円
うち割賦手数料分合計	円

②空調設備の維持管理業務に係る対価

項目	金額
うち維持管理費（消費税及び地方消費税込み）	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円

2. 支払金額並びにその内訳

①各期の支払総額

支払対象期		各期の支払総額		
			うち消費税 及び地方消費税	うち調整額
2024年度	一括払	円	円	円
2025年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2026年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2027年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2028年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2029年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2030年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2031年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2032年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2033年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2034年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2035年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2036年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
2037年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円

②設計・施工・工事監理業務に係る対価の各期支払金額

支払対象期		各期の支払総額				
			うち一括払及び 割賦元本（消 費税及び地方 消費税除く）	うち 割賦手数料	うち一括払 及び割賦元 本に係る消 費税及び地 方消費税	うち 調整額
2024年度	一括払	円	円	円	円	円
2025年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2026年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2027年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2028年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2029年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2030年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2031年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2032年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2033年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2034年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2035年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2036年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円
2037年度	夏季	円	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円	円



③維持管理業務に係る対価の各期支払金額

支払対象期		各期の支払総額			
			うち維持管理費 (消費税及び地方 消費税除く)	うち維持管理費に 係る消費税及び地 方消費税	うち調整額
2025年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2026年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2027年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2028年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2029年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2030年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2031年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2032年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2033年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2034年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2035年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2036年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円
2037年度	夏季	円	円	円	円
	冬季	円	円	円	円

## 別紙9 設計・施工・工事監理業務に係る対価の改定方法

### 1. 物価変動に伴う改定

#### (1) 対象となる費用

設計費、工事監理費を除く、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とする（空調設備工事費、電気設備工事費など各種工事を含む。）。

#### (2) 基準となる指標

改定する際の基準となる指標、物価変動の基準となる指標は、「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（名古屋）：学校RC」の「設備」を指標とする。なお、対象となる費用に対する改定する際の基準となる指標、物価変動の基準となる指標は下記の通りとする。

対象となる費用	改定する際の基準となる指標、物価変動の基準となる指標
空調設備工事費 受変電工事費	「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（名古屋）：学校RC」の「設備」

#### (3) 改定時期

市及び事業者は、着工前に、設計・施工・工事監理業務に係る対価の変更を請求することができる。設計・施工・工事監理業務に係る対価の改定を行うことができる場合には、事業者は改定後の設計・施工・工事監理業務に係る対価の算定根拠を提出し、市の確認を受けること。

#### (4) 改定方法

実施方針等の公表日（2023年2月3日）の属する月の指標値と着工日（最初に着工する対象校における着工日）の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定を請求することができる。ただし、 $-1.5\% \leq (b/a - 1) \leq 1.5\%$ の場合、サービス対価は改定しない。

なお、物価変動による設計・施工・工事監理業務に係る対価の変動分は、市の判断により設計・施工・工事監理業務に係る対価【うち一括支払分】又は設計・施工・工事監理業務に係る対価【うち割賦元本分】のいずれかに反映させる。

改定後の対象となる費用は、下記の計算式による。

$$B = A \times (b/a - 0.015) \quad (b > a)$$

$$B = A \times (b/a + 0.015) \quad (b < a)$$

A： 入札時に示された設計・施工・工事監理業務に係る費用のうち対象となる費用

B： 着工日における改定後の設計・施工・工事監理業務に係る費用うち対象となる費用

a： 2023年2月の指標値

b： 着工日の属する月において公表されている直近の指標値

#### (5) その他

改定後の対価の円未満の部分は切り捨てる。

### 2. 金利変動に伴う改定

#### (1) 対象となる費用

設計・施工・工事監理業務に係る対価のうちの一括支払分を除く割賦払金額についての割賦手数料は、基準日の東京時間午前10時30分に東京スワップレート・フォールバックとして Refinitiv Limited 及び/又はその関連会社（以下「リフィニティブ」という。）（又はそのレートの管理を承継するその他の者）が Eikon（又はその承継ツール）上の「JPTSRLF=RFTB」ページで公表する10年

物に対応したレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。基準金利に事業者が提案時に提案したスプレッドを加えた合計利率により算定する。

#### (2) 改定方法

対価の改定は、入札価格の計算に使用した基準金利と実際の支払いに使用する基準金利に差が生じた場合、この差に応じて改定を行う。なお、実際の支払いに使用する基準金利の基準日は、全ての空調設備の引渡しが完了する引渡し日の2営業日前の日とする。（営業日とは、銀行法（昭和56年法律第59条）に定める銀行の休日以外の日をいう。）

#### (3) その他

改定後の対価の円未満の部分は切り捨てる。

### 3. 消費税法変更に伴う改定

#### (1) 消費税法変更に基づく改定

契約締結までに設計・施工・工事監理業務に係る対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

#### 4. その他

改定後の対価の円未満の部分は切り捨てる。

## 別紙 10 維持管理業務に係る対価の改定方法

維持管理業務に係る対価の改定方法は、原則として、以下のとおりとするが、具体的な手続については、本事業契約の締結後、市と事業者で手続の詳細について協議したうえで市が決定する。

### 1. 物価変動に基づく改定

#### (1) 2025 年度の維持管理業務に係る対価の改定

2025 年度の維持管理業務に係る対価の改定は行わない。

#### (2) 2026 年度以降の維持管理業務に係る対価の改定

本事業契約に定めた維持管理業務に係る対価を基準額とし、下表「企業向けサービス価格指数」の年度平均値に基づき翌年度の維持管理業務に係る対価を確定する。改定した維持管理業務に係る対価は翌年度以降の維持管理業務に係る対価に反映させる。

なお、改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は 1 年に 1 回とし、前回改定が行われた時と比べて 1 ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行う。

計算式は以下の通り。

$$\text{改定後の支払額} : AP_t = AP_x \times (\text{CSPI}_{t-1} / \text{CSPI}_{x-1})$$

$AP_t$  = t 年度の維持管理業務に係る対価

$AP_x$  = 前回改定年度の維持管理業務に係る対価

$\text{CSPI}_t$  = t 年度の「企業向けサービス価格指数」

$\text{CSPI}_x$  = 前回改定年度の「企業向けサービス価格指数」

### 2. 消費税法変更に基づく改定

契約期間中、消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

### 3. その他

改定後、維持管理費業務に係る対価の円未満の部分は切り捨てる。

## 別紙 11 不可抗力による増加費用及び損害の負担

### 1. 増加費用及び損害が事業者が生じた場合

契約期間中に不可抗力が生じた場合、空調設備の引渡し前であれば、別紙 8 記載の空調設備の設計・施工・工事監理業務に係る対価の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。空調設備の引渡し後であれば、別紙 8 記載の空調設備の維持管理業務に係る対価の 1 年分に相当する額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。

ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、事業者が生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額によるものとする。

### 2. 損害が第三者に生じた場合

契約期間中に不可抗力が生じ、本事業につき、当該不可抗力に起因して第三者に損害が発生した場合で法令に基づき市又は事業者が当該損害を賠償する義務を負う場合、空調設備の引渡し前であれば、別紙 8 記載の空調設備の設計・施工・工事監理業務に係る対価の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。空調設備の引渡し後であれば、別紙 8 記載の空調設備の維持管理業務に係る対価の 1 年分に相当する額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。

ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、事業者が生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額によるものとする。

## 別紙 12 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は以下の 1 及び 2 のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

- 1 本事業に直接影響を及ぼす法令の変更（本事業に直接影響を及ぼす法令とは、特に本事業と類似のサービスを提供する空調設備の設置、維持管理等に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令。）
- 2 消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）

## 別紙 13 事業者が付保する保険契約

付保すべき保険の内容は、事業者の提案によるものとするが、最低限、下記基準を満たす保険に加入するものとする。又、その他の保険については、事業者で必要と判断するものに加えることとする。

### 1. 施工期間中の保険

#### (1) 設備工事保険

保険契約者	事業者又は事業者から施工業務を請け負った者
被保険者	事業者又は事業者から施工業務を請け負った者
保険の対象	施工工事
保険期間	工事着手予定日を始期とし、空調設備の引渡し予定日の前日を終期とする。
保険金額	施工工事費
補償する損害	工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む。）
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
その他	市を追加被保険者とする。こと。

#### (2) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	事業者又は事業者から施工業務を請け負った者
被保険者	事業者又は事業者から施工業務を請け負った者
保険期間	工事着手予定日を始期とし、空調設備の引渡し予定日の前日を終期とする。
てん補限度額	身体賠償－1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円以上 財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
補償する損害	本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	市を追加被保険者とする。こと。

### 2. 維持管理期間中の保険

#### (1) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	事業者又は事業者から維持管理業務を請け負った者
被保険者	事業者又は事業者から維持管理業務を請け負った者
保険の対象	業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
保険期間	維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とする。
てん補限度額	身体賠償－1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 10 億円以上 財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
その他	市を追加被保険者とする。こと。